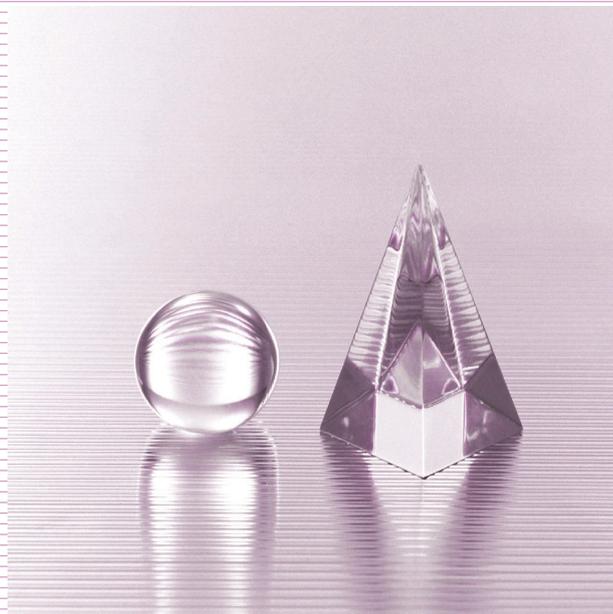


刑事訴訟事件に関する分析



1 地方裁判所における刑事訴訟事件（第一審）の審理の状況

1.1 刑事通常第一審事件の概況

平成18年1月1日から同年12月31日までの間（本件調査期間）の地方裁判所における刑事通常第一審事件の審理の概況は、【表1】のとおりである。

【表1】 刑事通常第一審事件の概況データ

終局人員	75,370	
平均審理期間（月）	3.1	
	受理から第1回	1.5
	第1回から終局	1.6
2年超の事件の割合（%）	0.3	
平均開廷回数（回）	2.7	
平均開廷間隔（月）（受理から終局まで）	1.1	
	（第1回から終局まで）	0.6
平均取調べ証人数（人）	0.8	
平均証人尋問公判回数（回）	1.2	
平均被告人質問公判回数（回）	1.2	
否認率（%）	6.9	
弁護士選任率（%）	98.1	
国選弁護士選任率（%）	75.0	
私選弁護士選任率（%）	25.0	
外国人（要通訳）率（%）	9.4	
鑑定実施率（%）	0.2	
検証実施率（%）	0.1	

注：平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した（以下、特に断らない限り同様である。）。

平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう（以下、特に断らない限り同様である。）。

平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した（以下、特に断らない限り同様である。）。

平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した（以下、特に断らない限り同様である。）。

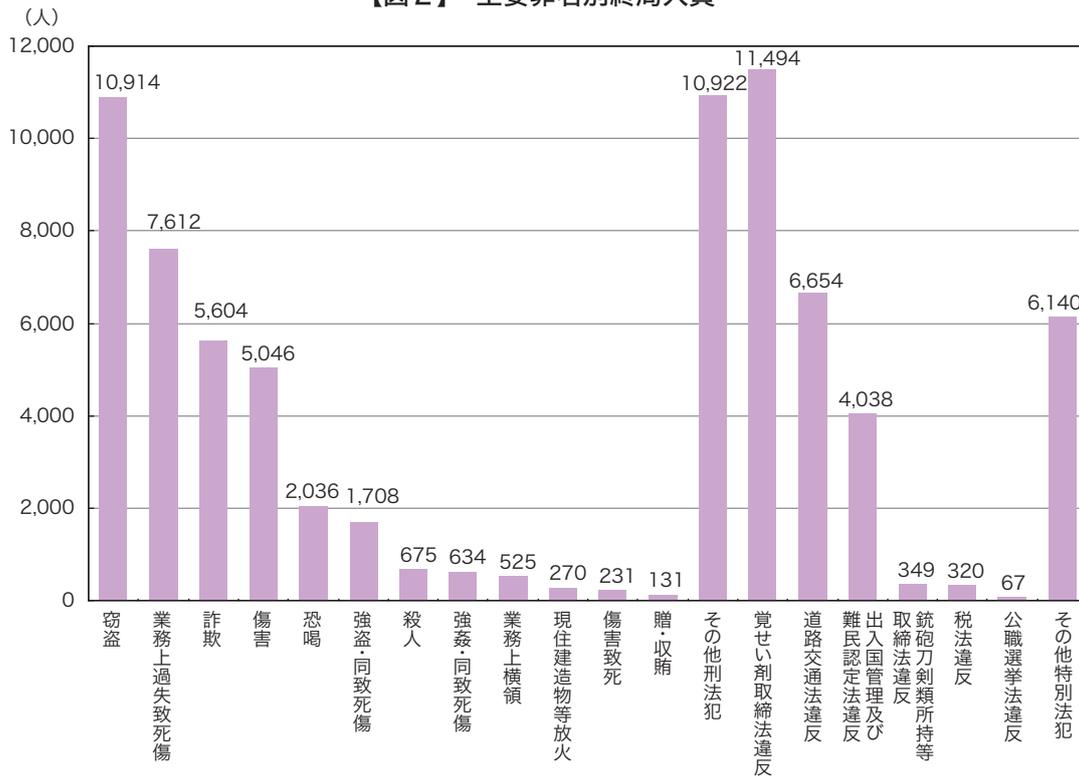
国選弁護士と私選弁護士が同時に付いた事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた事件（その逆の場合も含む。）は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

（主要罪名別終局人員数）

主要罪名別の終局人員数を示した【図2】によれば、一般刑法犯では、窃盗が最も多く（1万0914人）、次いで、業務上過失致死傷（7612人）、詐欺（5604人）、傷害（5046人）、恐喝（2036人）の順となっている。特別法犯では、覚せい剤取締法違反が最も多く（1万1494人）、次いで、道路交通法違反（6654人）、出入国管理及び難民認定法違反（4038人）の順となっている。重大事件では、強盗・同致死傷が1708人、殺人が675人、強姦・同致死傷が634人、現住建造物等放火が270人、傷害致死が231人となっている。

平成16年と比較すると、終局人員合計（7万5370人）で5800人余り減少し、罪名別には、出入国管理及び難民認定法違反が3100人余り、業務上過失致死傷が1200人余り、道路交通法違反が1300人余り減少している（第1回報告書165頁【図4】参照）。

【図2】 主要罪名別終局人員

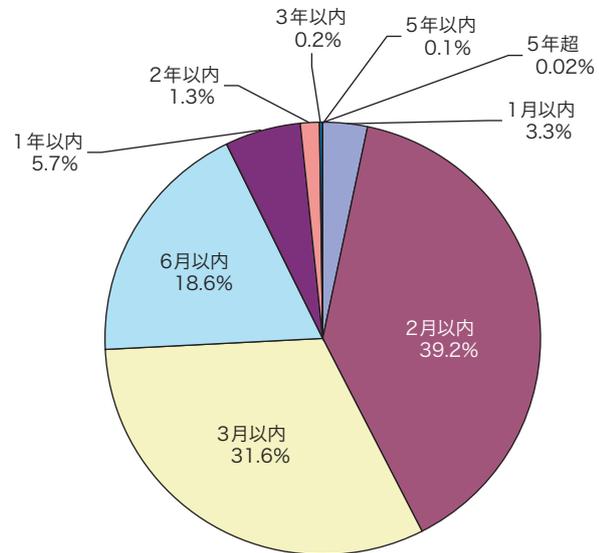


(審理期間*1)

平均審理期間は3.1月であり、その内訳は、受理から第1回公判期日までの期間が1.5月、第1回公判期日から終局までの期間が1.6月である（【表1】参照。平成16年は平均審理期間が3.2月、受理から第1回公判期日までの期間が1.6月、第1回公判期日から終局までの期間が1.6月。第1回報告書164頁【表3】参照）。

審理期間の分布を示した【図3】によれば、7割を超える事件が3月以内に終局しており、審理期間が1年を超えるものは1.6%（1209人）、2年を超えるものは0.3%（217人）である（平成16年は、73.0%が3月以内に終局し、審理期間1年を超えるものは1.8%、2年を超えるものは0.3%（253人）であった。第1回報告書166頁【図5】参照）。

【図3】 審理期間の分布



*1 「審理期間」とは、第1回報告書166頁と同様、事件の受理の日から終局の日までの期間（併合事件がある場合は最初の事件を受理した日から終局までの期間）をいう。多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。

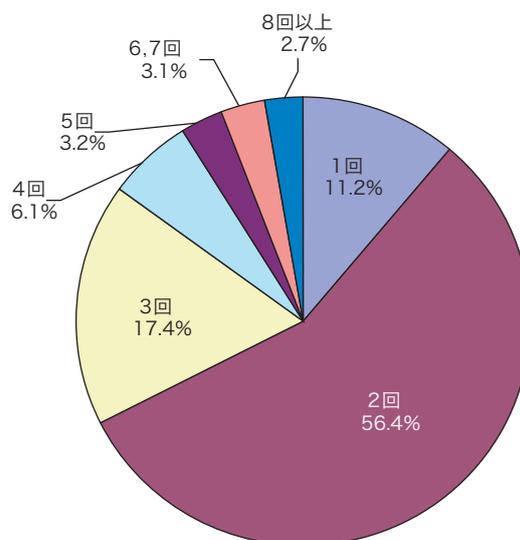
（開廷回数^{*2}）

平均開廷回数は2.7回である（【表1】参照。平成16年は2.7回。第1回報告書164頁【表3】参照）。

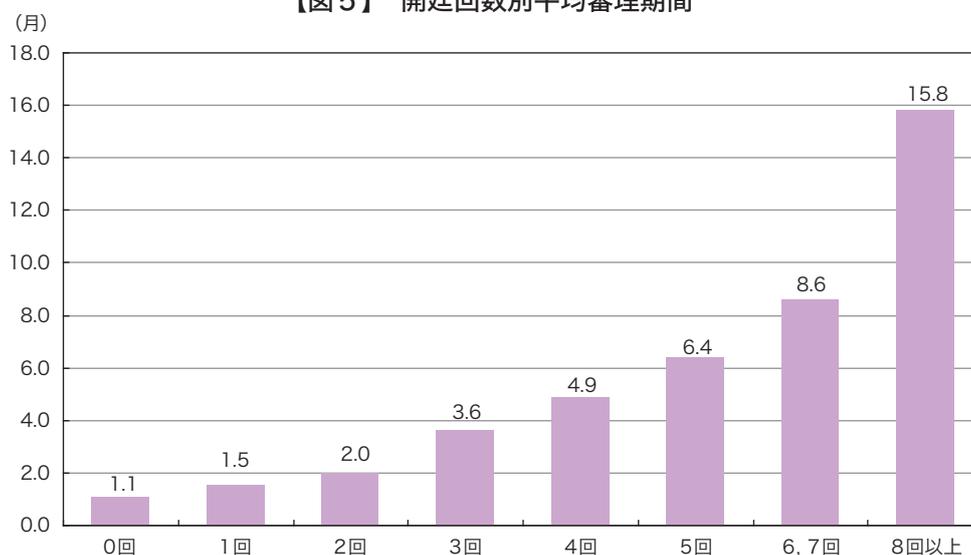
開廷回数の分布を示した【図4】によれば、開廷回数2回の事件（その多くは、1回の公判審理で弁論終結し、次回期日に判決宣告をするもの。）が最も多く（56.4%）、以下、開廷回数3回の事件（17.4%）、開廷回数1回の事件（11.2%。そのほとんどが、第1回の公判期日に審理を終結し、直ちに判決が宣告された事件である。）の順となっている。8割を超える事件が3回以内で終局している（平成16年もほぼ同様である。第1回報告書167頁【図6】参照）。

開廷回数別に平均審理期間を示した【図5】によれば、開廷回数が多い事件ほど平均審理期間が長くなっている。また、審理期間別に平均開廷回数を示した【図6】によれば、審理期間が長い事件ほど開廷回数が多くなっている。

【図4】 開廷回数の分布

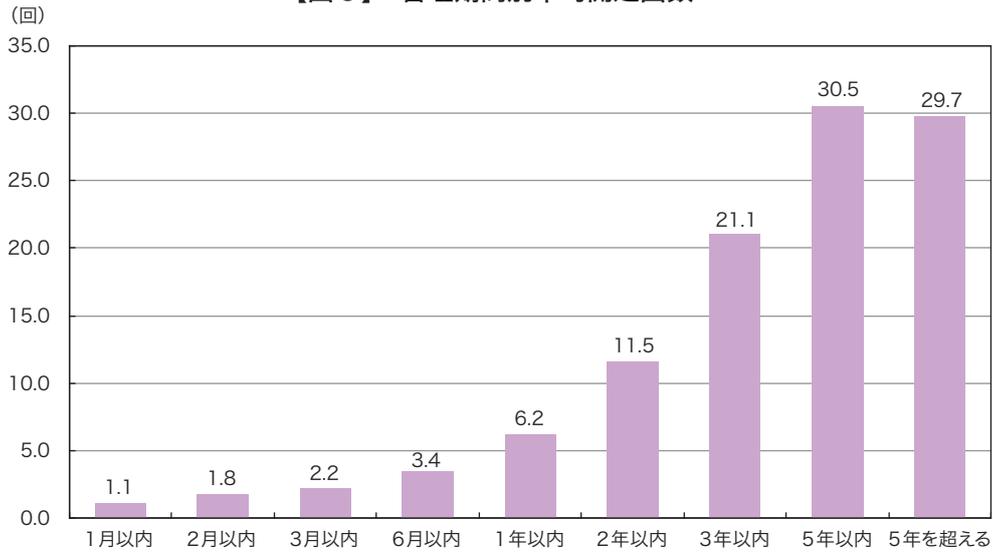


【図5】 開廷回数別平均審理期間



*2 「開廷回数」とは、第1回報告書167頁と同様、実質審理（冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続）を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含む。

【図6】 審理期間別平均開廷回数

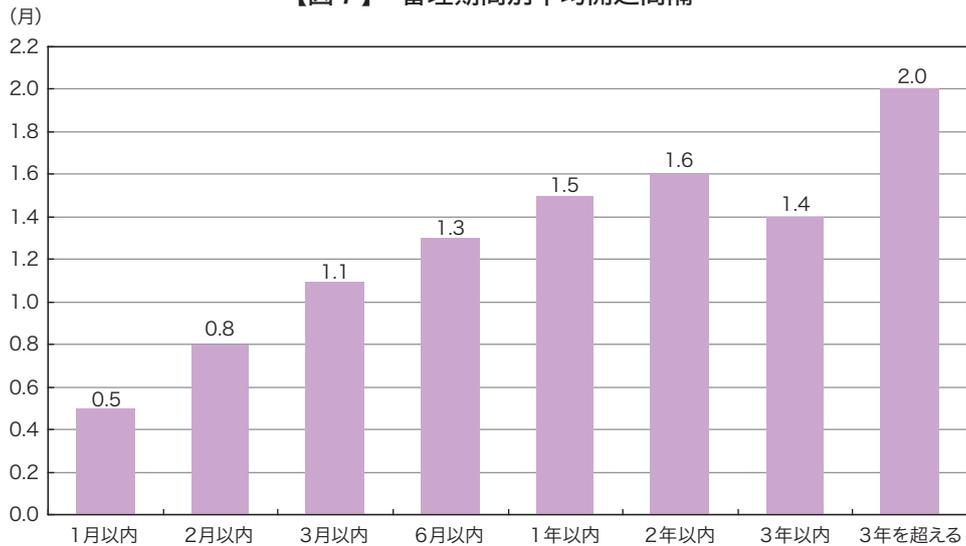


(開廷間隔)

平均開廷間隔は、受理から終局までの間で1.1月、第1回公判期日から終局までの間で0.6月となっている(【表1】参照。平成16年は受理から終局までの間で1.2月、第1回公判期日から終局までの間で0.6月。第1回報告書164頁【表3】参照)。

審理期間別に平均開廷間隔を示した【図7】によれば、おおむね、審理期間の長い事件ほど平均開廷間隔が長くなっている。審理期間が短い事件の平均開廷間隔が短くなっているが、これらの事件の多くは、1回の公判審理で結審し、次回期日に判決を宣告する事件であり、このような事件の判決宣告期日は、結審から1週間から2週間後に指定されるのが通常であることが影響しているのではないかと推測される(第1回報告書170頁参照)。

【図7】 審理期間別平均開廷間隔

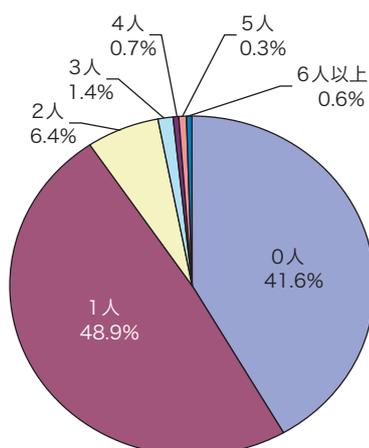
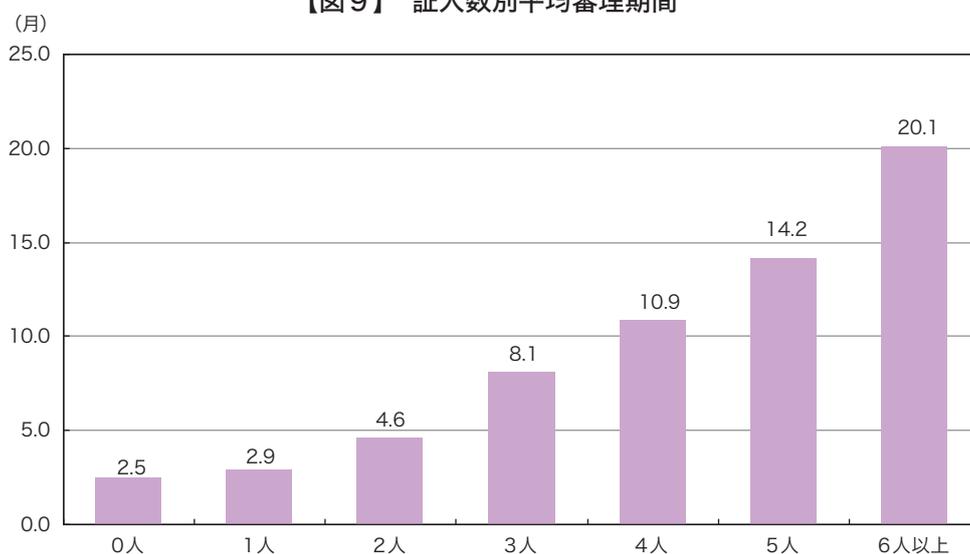


（取調べ証人数）

平均取調べ証人数は0.8人である（【表1】参照。平成16年は0.7人。第1回報告書164頁【表3】参照）。

取調べ証人数の分布を示した【図8】によれば、証人調べが実施された事件は全体の6割弱である。証人1人の事件が最も多く、全体の5割弱となっている。

取調べ証人数別に平均審理期間を示した【図9】によれば、取調べ証人数が多い事件ほど平均審理期間が長くなっている。

【図8】 取調べ証人数の分布**【図9】 証人数別平均審理期間****（否認率）**

起訴された事実（公訴事実）の全部又は一部が否認され、あるいは公訴事実は認めるものの正当防衛等の犯罪の成立を妨げる事情や刑の減免事由が主張される事件（否認事件）の比率（否認率）は6.9%である（【表1】参照。平成16年は6.7%。第1回報告書164頁【表3】参照）。

（弁護士選任率）

弁護士選任率は、98.1%であり、内訳は、国選弁護士が75.0%、私選弁護士が25.0%となっている（【表1】参照。平成16年は、弁護士選任率が97.9%であり、内訳は国選弁護士が75.0%、私選弁護士が24.4%。第1回報告書164頁【表3】参照）。

（通訳人を付した事件の割合）

被告人が日本語に通じない者であるために通訳人を付した事件の割合（要通訳率）は9.4%である（【表1】参照）。平成16年（13.5%）に比べ減少しているのは、前記のとおり、出入国管理及び難民認定法違反が大幅に減少したことが影響しているものと思われる。

(鑑定^{*3}， 検証^{*4})

鑑定実施率は0.2%， 検証実施率は0.1%となっている（【表1】参照。平成16年は鑑定実施率0.2%， 検証実施率0.1%。第1回報告書164頁【表3】参照）。

*3 鑑定の意義， 具体例等については， 第1回報告書188頁参照。

*4 検証の具体例については， 第1回報告書191頁参照。

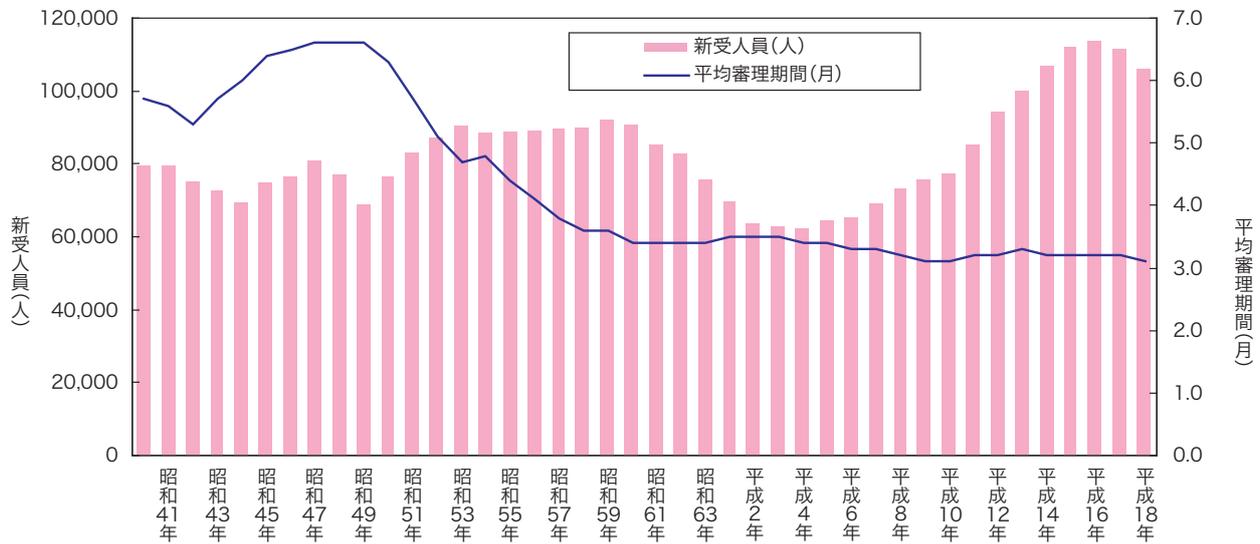
1.2 刑事通常第一審事件の概況の経年変化

第1回報告書に引き続き、刑事通常第一審事件の平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔等の経年変化を見ることとする。

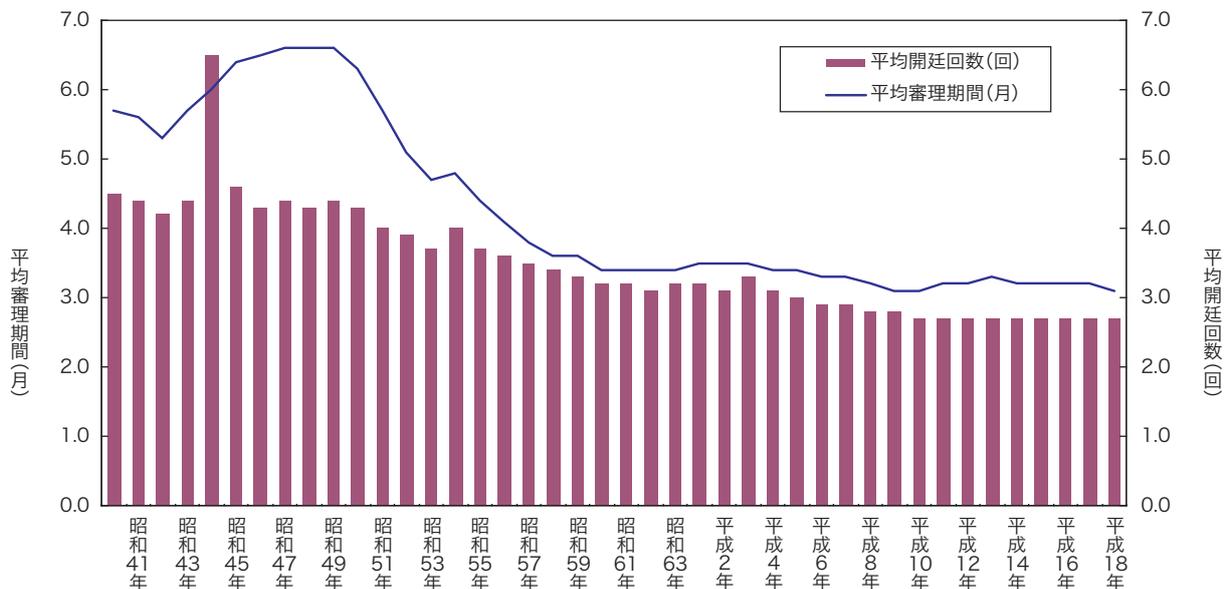
○ 新受人員、平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の経年変化

【図10】は新受人員と平均審理期間について、【図11】及び【図12】は平均審理期間と平均開廷回数及び平均開廷間隔について、それぞれ昭和40年から平成18年までの経年的推移を示したものである。近年は、新受事件が増加傾向にあったが、平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔とも、ほぼ横ばいである（平成18年の数値については【表1】参照）。また、終局までに2年を超える事件の人員の割合も、昭和60年以降は1%を下回っており（【図13】）、平成18年も0.3%である（【表1】参照）。

【図10】 新受人員及び平均審理期間の推移

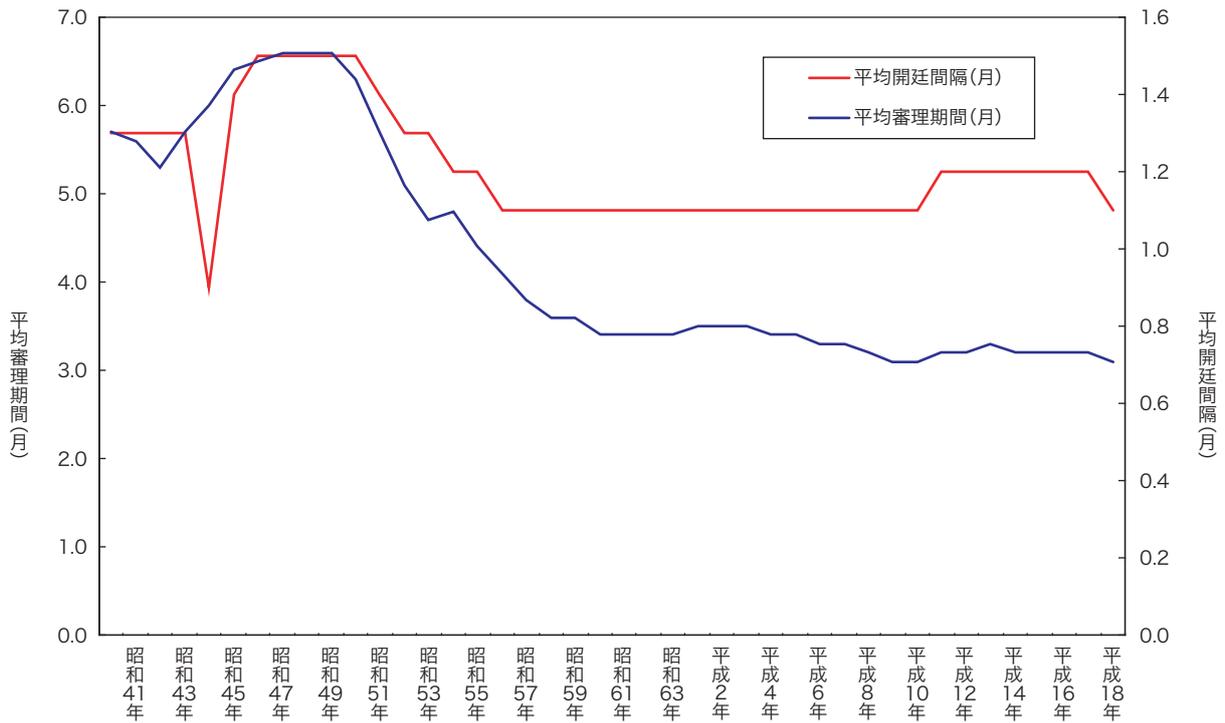


【図11】 平均審理期間及び平均開廷回数の推移

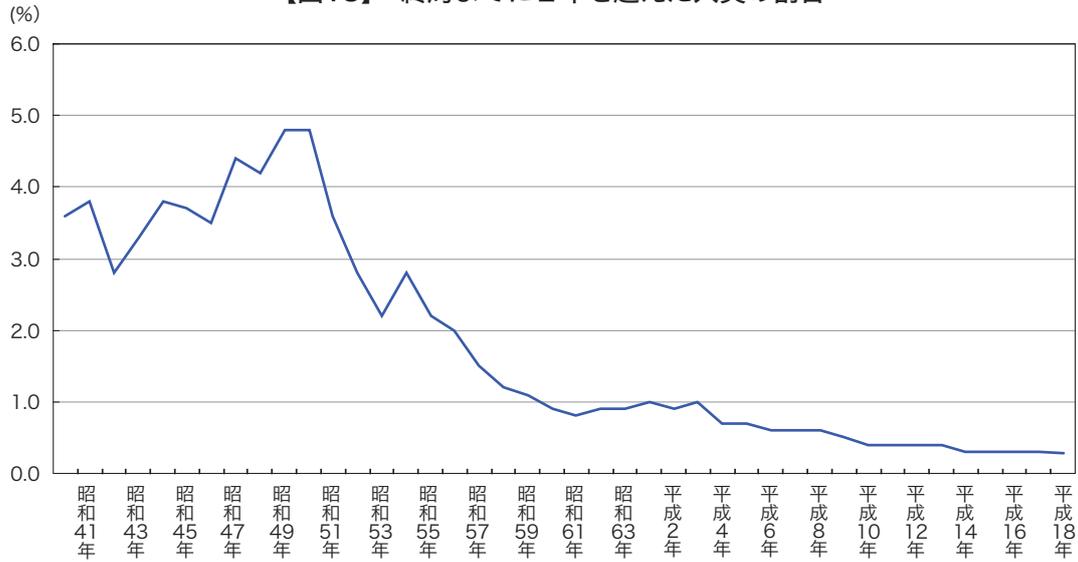


III 刑事訴訟事件に関する分析

【図12】 平均審理期間及び平均開廷間隔の推移



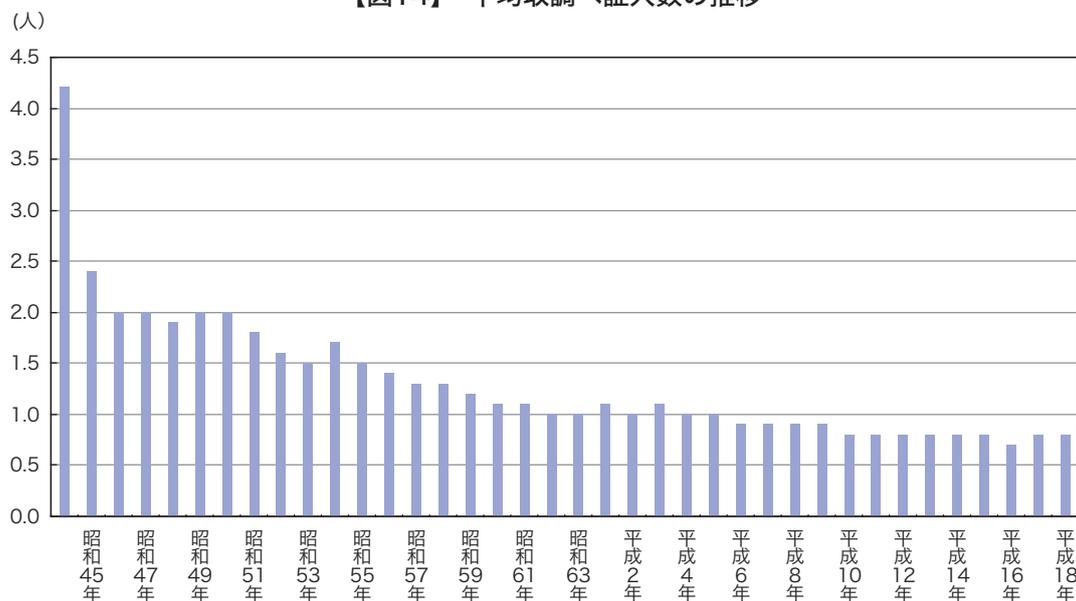
【図13】 終局までに2年を超えた人員の割合



○ 平均取調べ証人数の経年変化

【図14】は、昭和44年以降の平均取調べ証人数の推移を示したものである。平均取調べ証人数は、昭和50年代以降はおおむね減少傾向をたどっていたが、平成17年に微増に転じ、平成18年も平成17年と変わっていない（0.8人。【表1】参照）。

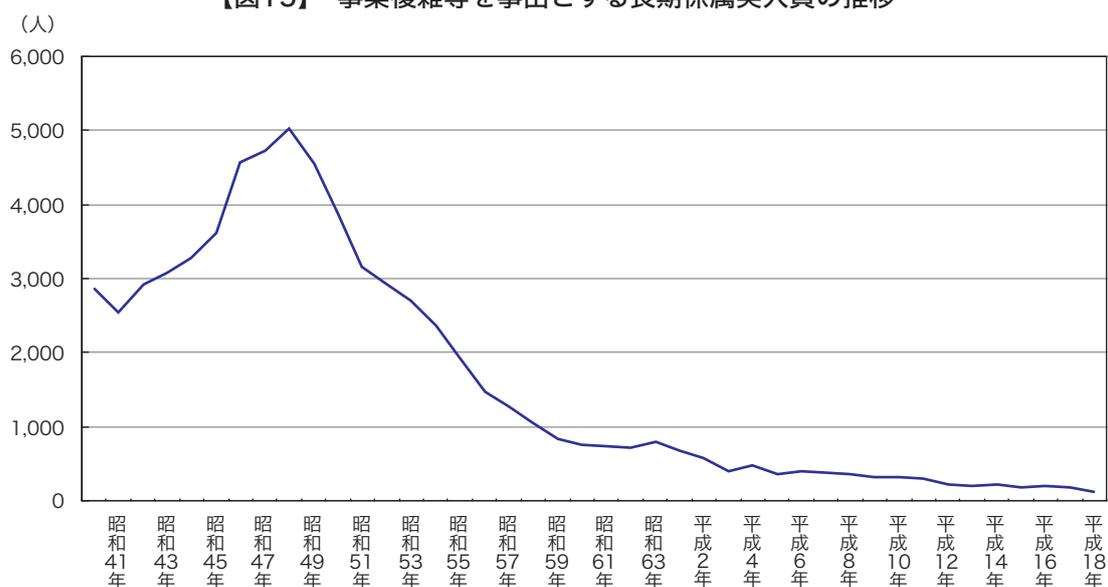
【図14】 平均取調べ証人数の推移



○ 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

【図15】は、地方裁判所における、昭和40年から平成18年までの事案複雑等を事由とする長期係属人員数（係属2年を超える事件）の割合の推移を示したものである。着実に減少傾向にあり、平成18年には127人となっている。

【図15】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



1.3 否認事件の審理期間の状況等について

第1回報告書においても、自白事件に比べ、否認事件の審理期間が長期化する傾向があることを指摘した(第1回報告書180頁以下参照)。そこで、以下、審理が長期化する傾向のある否認事件を対象に、審理期間の状況等を見ることとする。

1.3.1 否認事件の審理の概況

否認事件の平均審理期間は8.9月であり、審理期間の長い事件ほど否認事件の割合が高くなっている。否認事件の平均開廷回数は7.0回であり、平均開廷間隔は1.3月となっている。

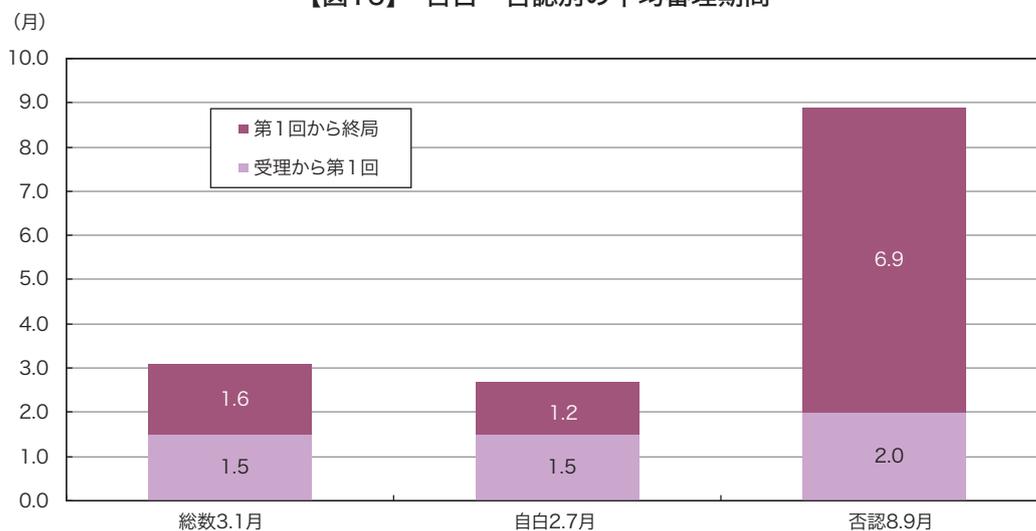
否認事件の平均取調べ証人数は2.5人、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数は2.7回、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数は2.1回となっている。

否認事件における鑑定を実施した事件の平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均取調べ証人数は、いずれも鑑定を実施しなかった事件を大きく上回っている。

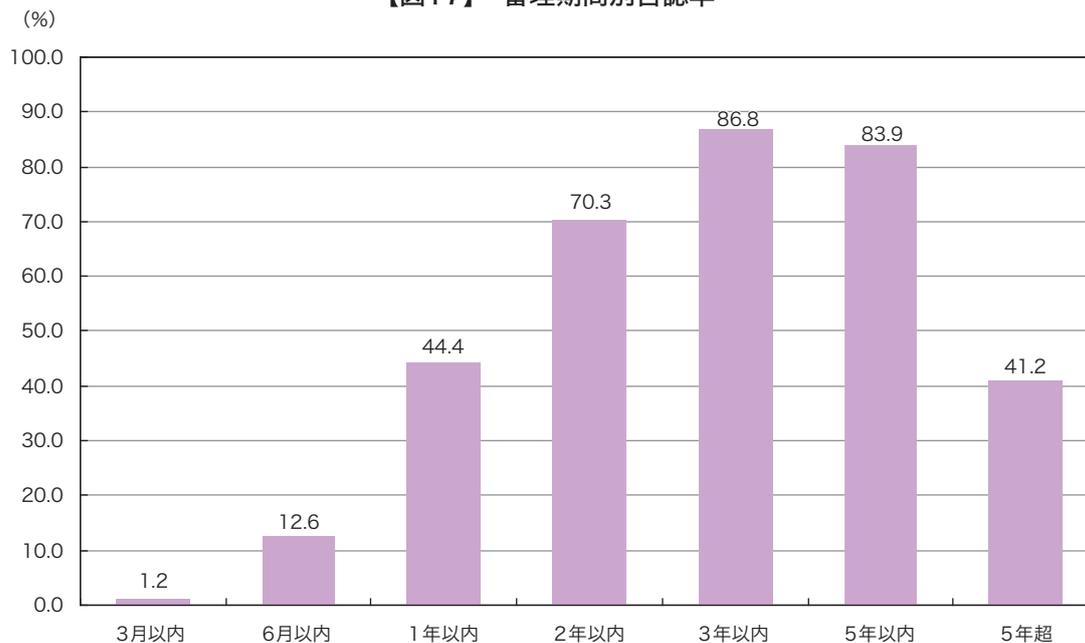
○ 平均審理期間、平均開廷回数、平均取調べ証人数等について

【図16】は、自白・否認別の平均審理期間を、受理から第1回公判期日まで、第1回公判期日から終局までに分けて示したものである。否認事件の平均審理期間(8.9月)は、自白事件の3倍以上となっている。また、審理期間別に否認率を示した【図17】によれば、1年を超え2年以内の事件の7割余り、2年を超え3年以内の事件及び3年を超え5年以内の事件の8割余りが否認事件である。

【図16】 自白・否認別の平均審理期間



【図17】 審理期間別否認率



否認事件の平均開廷回数は7.0回であり、刑事通常第一審事件（2.7回）の2倍以上となっている（【表18】）。これに対し、平均開廷間隔は1.3月と、刑事通常第一審事件（1.1月）とほとんど違いはない。

否認事件の平均証人数は2.5人（刑事通常第一審事件では0.8人）である（【表19】）。さらに、事件票の改訂により把握できることとなった、証人尋問を実施した公判期日等^{*5}の平均開廷回数は2.7回（【表20】）。刑事通常第一審事件では1.2回）、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数は2.1回（【表21】。刑事通常第一審事件では1.2回）となっている。

【表18】 平均開廷回数及び平均開廷間隔

	総数	自白	否認
平均開廷回数（回）	2.7	2.4	7.0
平均開廷間隔（月）	1.1	1.1	1.3

【表19】 平均取調べ証人数

	総数	自白	否認
平均取調べ証人数（人）	0.8	0.7	2.5

【表20】 平均証人尋問公判回数

	総数	自白	否認
平均証人尋問公判回数（回）	1.2	1.0	2.7

【表21】 平均被告人質問公判回数

	総数	自白	否認
平均被告人質問公判回数（回）	1.2	1.1	2.1

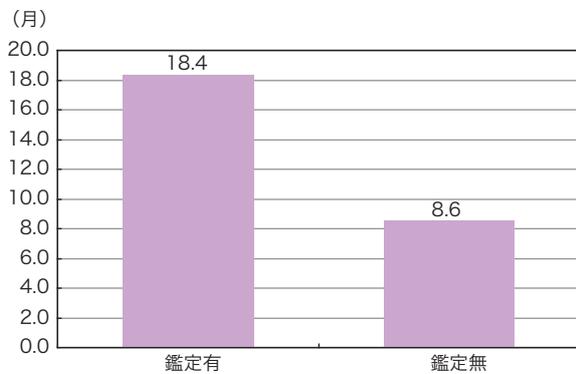
*5 公判期日等とは、第1回報告書178頁と同様、公判期日及び公判準備期日をいう。

○ 鑑定及び検証と審理期間等との関係

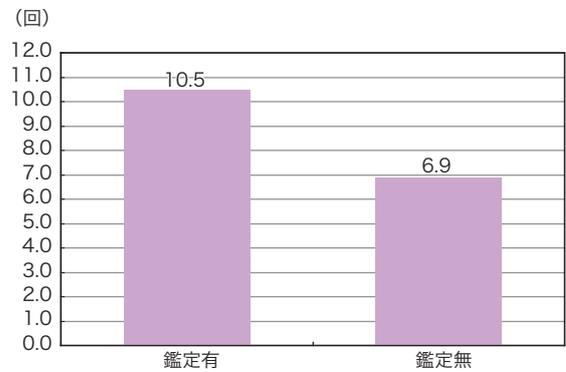
本件調査期間において、鑑定を実施した事件は、刑事通常第一審事件総数の0.2%にすぎない（【表1】参照）が、その多くが否認事件において実施されている（第1回報告書188頁参照）ことから、否認事件について、鑑定を実施した事件と実施しない事件の審理期間の状況等を対比することとする。

鑑定を実施した事件の平均審理期間は18.4月（【図22】）、平均開廷回数は10.5回（【図23】）、平均開廷間隔は1.8月（【図24】）、平均取調べ証人数は4.0人（【図25】）であり、いずれも鑑定を実施しなかった事件を大きく上回っている。鑑定を実施した事件の平均開廷間隔が長くなっているのは、鑑定にはある程度の期間を要し、その間は公判期日が開かれなことが影響しているものと思われる。

【図22】 鑑定の有無別平均審理期間（否認事件）



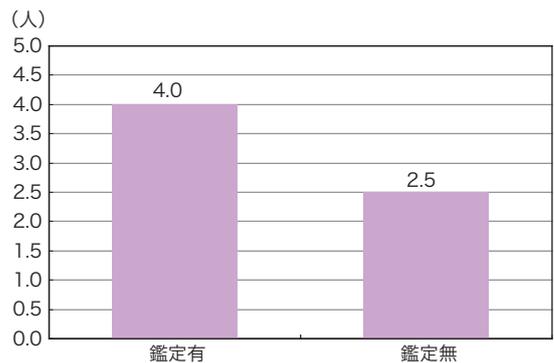
【図23】 鑑定の有無別平均開廷回数（否認事件）



【図24】 鑑定の有無別平均開廷間隔（否認事件）

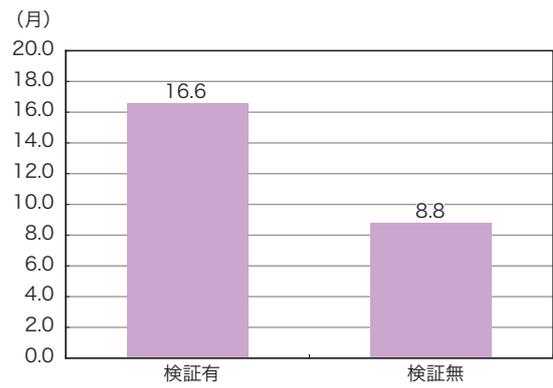


【図25】 鑑定の有無別平均取調べ証人数（否認事件）



他方、本件調査期間において検証を実施した事件は、鑑定を実施した事件よりも更に少なく、刑事通常第一審事件総数の0.1%であり（【表1】参照）、そのうち否認事件の平均審理期間は16.6月である（【図26】）。

【図26】 検証の有無別平均審理期間（否認事件）



1.3.2 証人尋問と審理期間等との関係

否認事件においては、審理期間が長いほど、平均取調べ証人数が多くなり、取調べ証人数の多い事件の割合も増加する傾向にある。

否認事件における請求者別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を見ると、検察官請求の場合の方が平均証人数が多く、また、証人数が多い事件の割合が高くなっている。否認事件では、弁護人が検察官請求の証拠書類の一部の取調べに同意せず、検察官はこれに代えて証人により立証すべき場合が多いためであると思われる。

否認事件における証人尋問を実施した公判期日等の回数（証人尋問公判回数）についても、審理期間の長い事件ほど、平均証人尋問公判回数が多くなり、証人尋問公判回数の多い事件の割合が大きくなる傾向にある。

否認事件における全開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合は、審理期間の長い事件ほど大きくなっている。

また、否認事件における証人1人当たりの平均証人尋問公判回数は、1回前後で推移している。このことは、証人1人の尋問が1回の公判期日等で終了していることを意味する反面、1回の公判期日等で複数の証人尋問が実施されることも少ないことを意味するものと思われる。

証人尋問公判回数の多い事件ほど、平均審理期間が長く、開廷回数も多くなる。また、平均取調べ証人数が多く、取調べ証人数が多い事件の割合が大きくなる傾向が見られる。

○ はじめに

第1回報告書では、審理期間が長い事件ほど、そして開廷回数が多い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなる傾向があること（第1回報告書173頁【図14】【図15】参照）、取調べ証人数が多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、平均開廷回数が増加する傾向があること（同174頁【図16】、175頁【図17】参照）、また、取調べ証人数が多い事件ほど、平均開廷間隔が長くなる傾向がうかがわれること（同176頁【図18】参照）を指摘した。また、より詳細なデータを把握していた審理期間が2年を超える事件について、審理期間が長い事件になるほど、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数が多くなること（同177頁【図20】参照）、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が多くなること（同178頁【図21】参照）、開廷回数に占める証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数の割合が高くなること（同179頁【図22】参照）を指摘した。

第1回報告書では、審理期間が2年以内の事件については、取調べ証人数に関するデータのみを把握し、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数（以下「平均証人尋問公判回数」という。）及び被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数（以下「平均被告人質問公判回数」という。）に関するデータは把握できなかった。しかし、事件票の改訂により、請求者別の取調べ証人数、証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数（以下「証人尋問公判回数」という。）が調査項目に加えられたことから、新たに把握できることとなった項目に重点を置きつつ、否認事件における証人尋問の実施状況等を見ることとする。

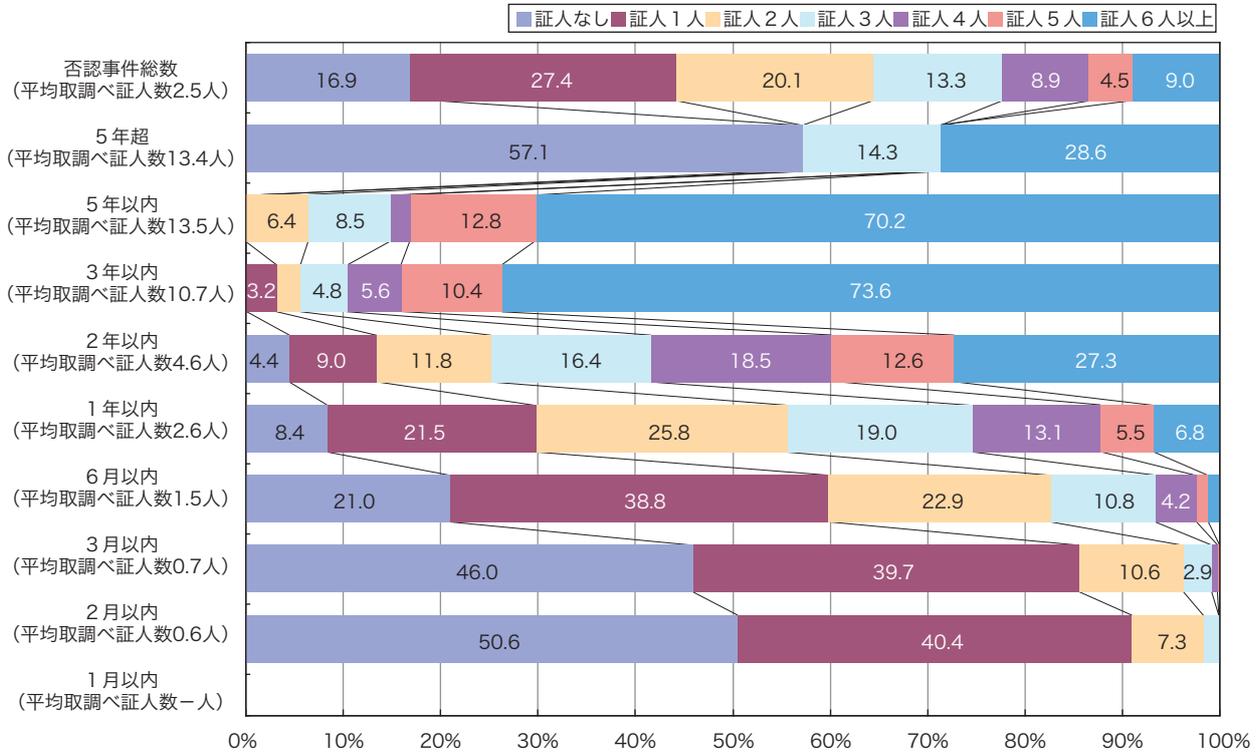
○ 審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布等について

【図27】は、審理期間別に平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

否認事件総数では、証人数1人の事件が最も多く（27.4%）、次いで、証人数2人の事件（20.1%）、証人なしの事件（16.9%）が続く。証人数6人以上の事件の割合は9.0%である。また、審理期間が長い事件ほど平均証人数が多くなり、また、取調べ証人数の多い事件の割合が増加する傾向がある。特に、審理期間

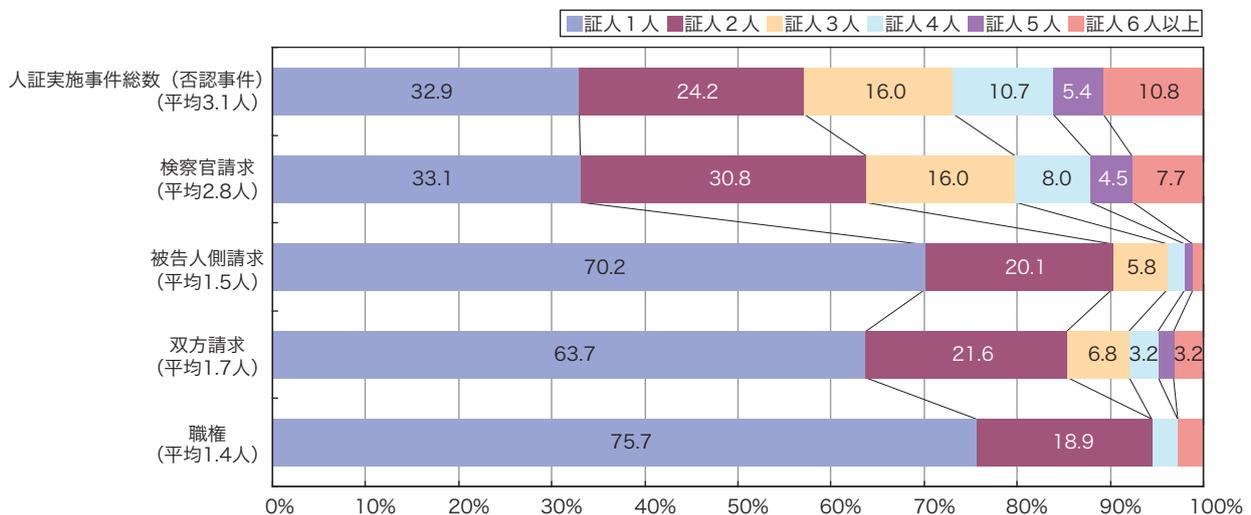
が2年を超えると取調べ証人数が急増しており、審理期間が1年を超え2年以内の事件では、平均証人数が4.6人で、証人数5人までの事件が4分の3弱（72.7%）を占めているのに対し、2年を超え3年以内の事件になると、平均証人数が10.7人に増加し、証人数6人以上の事件の割合が4分の3弱（73.6%）を占めている。

【図27】 審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布（否認事件）



なお、【図28】は、請求者別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである（証人数0人の事件を除く。）。否認事件では、弁護人が検察官請求の証拠書類の一部の取調べに同意せず、検察官が、証拠書類に代えて証人により立証すべきこととなることが多いため、検察官請求の平均証人数は2.8人であり、証人数3人以上の事件の割合は36.2%である。これに対し、被告人側請求の平均証人数は1.5人であり、証人数1人の事件が約7割を占める。

【図28】 請求者別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布（否認事件）



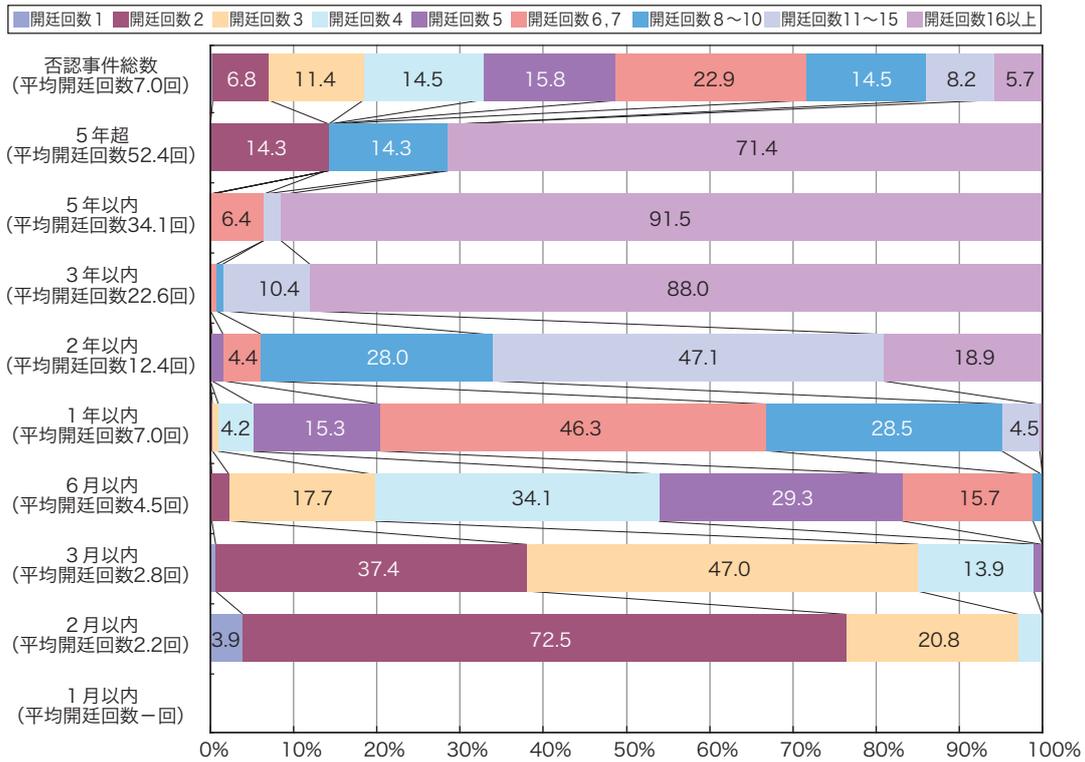
Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

○ 審理期間別の開廷回数、証人尋問公判回数等について

【図29】は、審理期間別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。

審理期間の長い事件ほど、全開廷回数が多くなっている。審理期間が1年を超え2年以内の事件では、平均開廷回数が12.4回、9割以上（94.0%）が開廷回数8回以上であり、審理期間が2年を超え3年以内の事件では、平均開廷回数が22.6回、9割弱（88.0%）が開廷回数16回以上となっている。

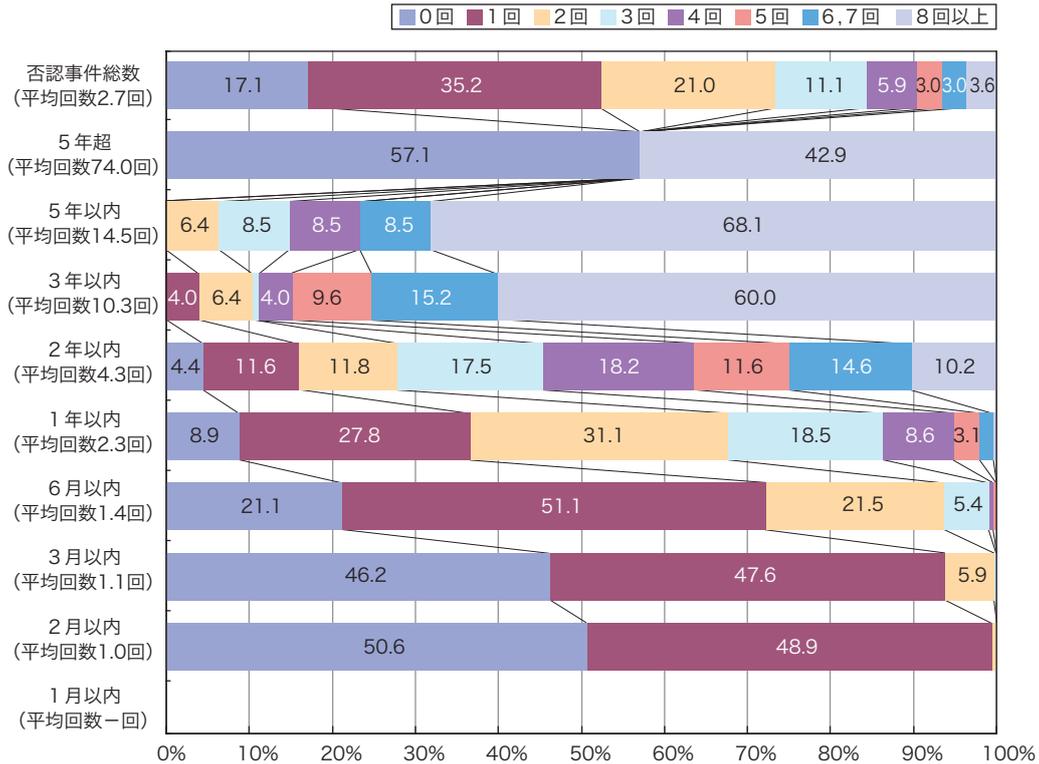
【図29】 審理期間別の平均開廷回数及び開廷回数の分布（否認事件）



【図30】は、審理期間別に平均証人尋問公判回数及び証人尋問公判回数の分布を示したものである。

おおむね、審理期間が長い事件ほど、平均証人尋問公判回数が増加し、証人尋問公判回数の多い事件の割合も増える傾向がうかがわれる。特に、審理期間が2年を超えると証人尋問公判回数が急増しており、審理期間が1年を超え2年以内の事件では、平均証人尋問公判回数が4.3回で、証人尋問公判回数5回までの事件が約4分の3（75.2%）を占めているのに対し、2年を超え3年以内の事件になると、平均証人尋問公判回数が10.3回に増加し、証人尋問公判回数6回以上の事件の割合が約4分の3（75.2%）を占めている。

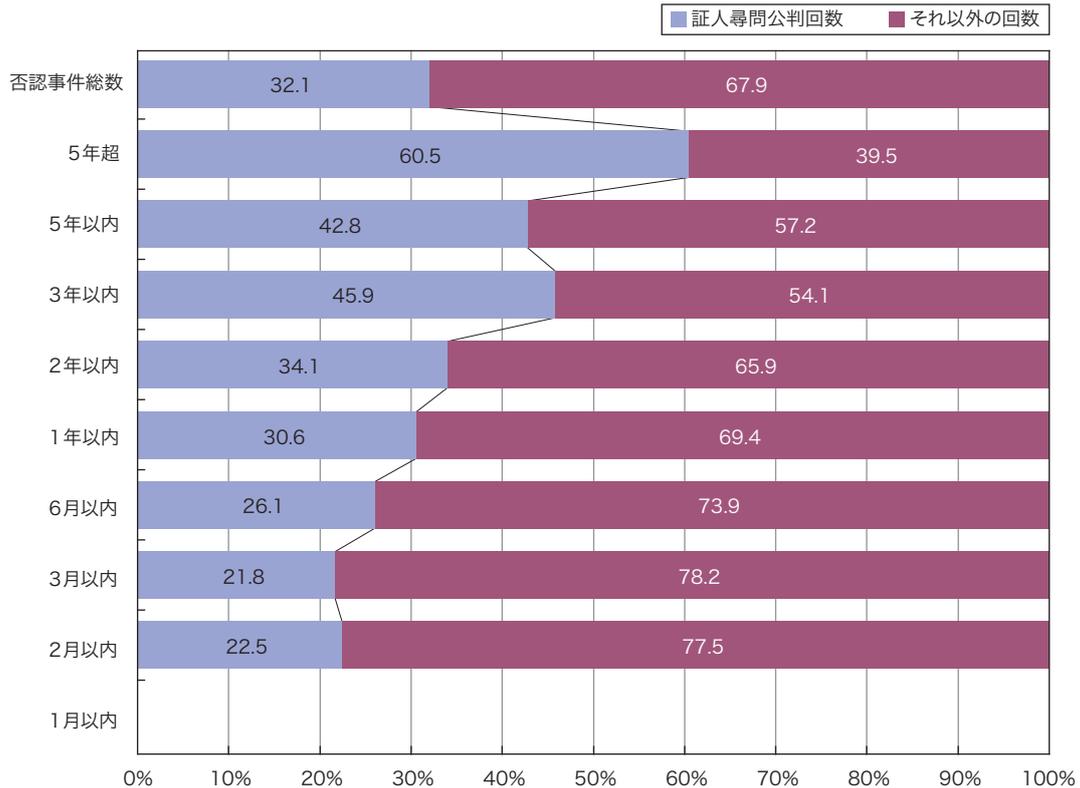
【図30】 審理期間別の平均証人尋問公判回数及び証人尋問公判回数の分布（否認事件）



Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

【図31】は、審理期間別に全開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合を示したものである。審理期間が長い事件ほど証人尋問公判回数の占める割合が増加しており、特に、審理期間が1年を超え2年以内の事件では34.1%であったものが、審理期間が2年を超え3年以内の事件では45.9%に大きく増加している（この点は、後記のとおり、被告人質問公判回数の割合は、審理期間が長い事件ほど小さくなる傾向にあることと対照的である。後掲【図39】参照）。このことから、審理期間が長期化する要因として、証人尋問公判回数の増加が相当程度影響していることがうかがわれる。

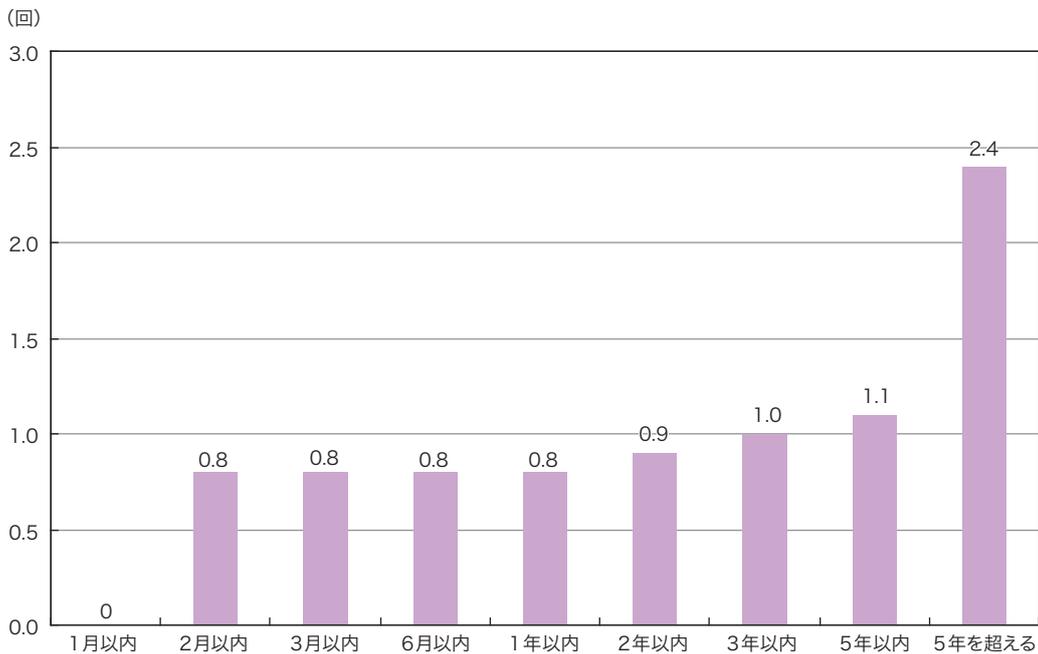
【図31】 審理期間別の開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合（否認事件）



【図32】は、審理期間別に証人1人当たりの尋問に要する平均証人尋問公判回数を示したものである。

審理期間2年以内の事件では1.0回未満であり、2年を超える事件では1.0回以上となっている（第1回報告書では、審理期間が2年以内の事件でも証人1人当たりの平均証人尋問公判回数は1回前後で推移しているのではないかと推測しているが、ほぼ、この推測に沿う結果が出ていると言えよう。第1回報告書178頁参照）。証人1人当たりの平均証人尋問公判回数が1回前後で推移しているということは、平均的には証人1人の尋問が1回の公判期日等で終了していることを意味する反面、1回の公判期日等で複数の証人尋問が実施されることも少ないことを意味するものと思われる（後記のとおり、公判前整理手続に付された合議事件や裁判員裁判対象事件では、証人1人当たりの平均証人尋問公判回数が0.6回となっている。後掲【図67】及び【図68】参照）。

【図32】 審理期間別の証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の平均開廷回数（否認事件）

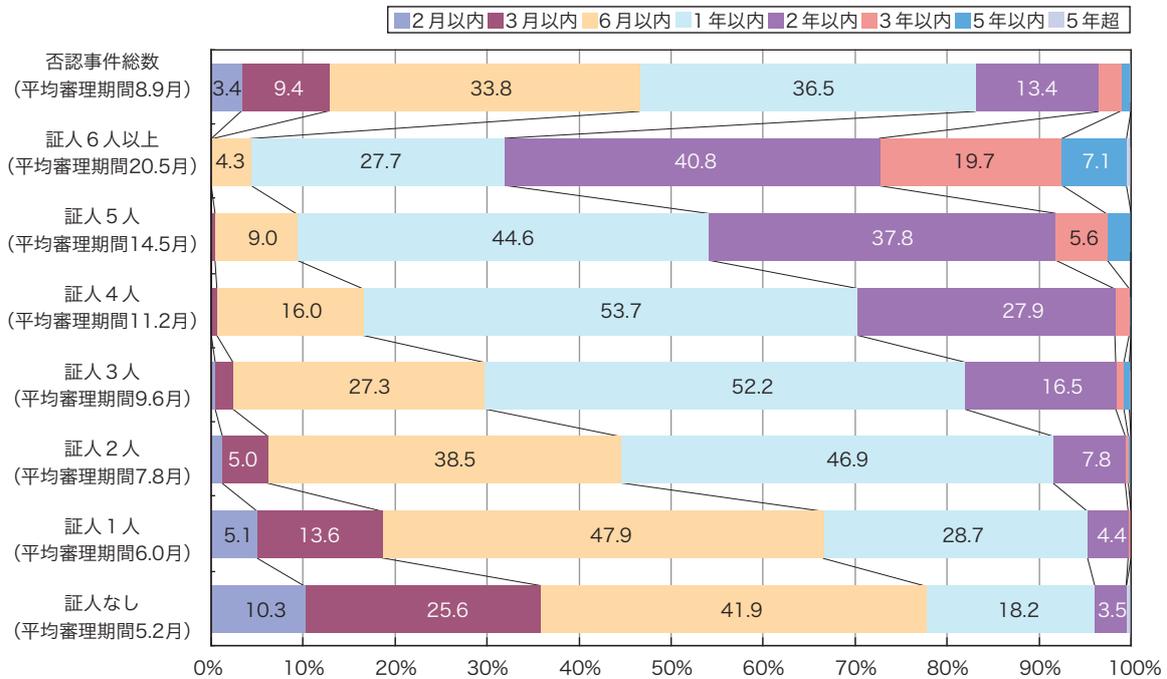


III 刑事訴訟事件に関する分析

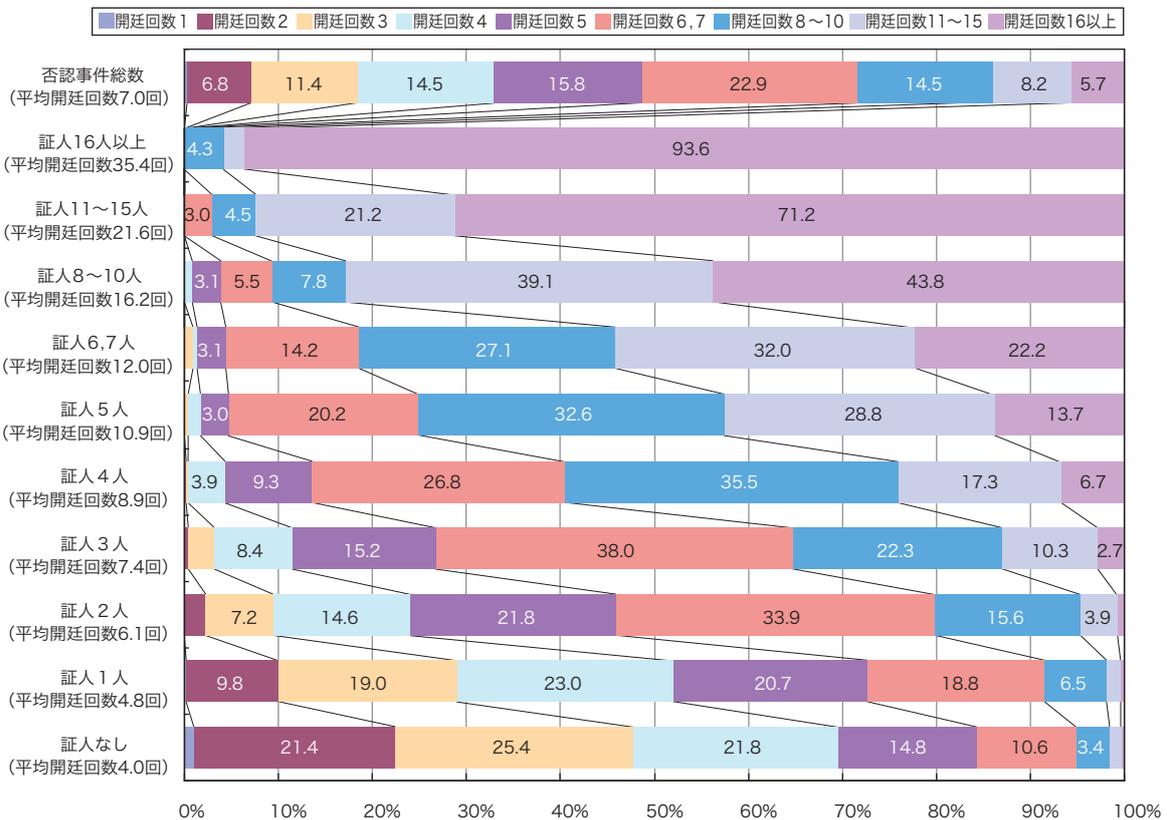
○ 取調べ証人数別の審理期間、開廷回数等について

【図33】は、取調べ証人数別に平均審理期間及び審理期間の分布を示したものであり、【図34】は、取調べ証人数別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。証人数の多い事件ほど、審理期間が長く、また、開廷回数が多くなっている。

【図33】 取調べ証人数別の平均審理期間及び審理期間の分布（否認事件）



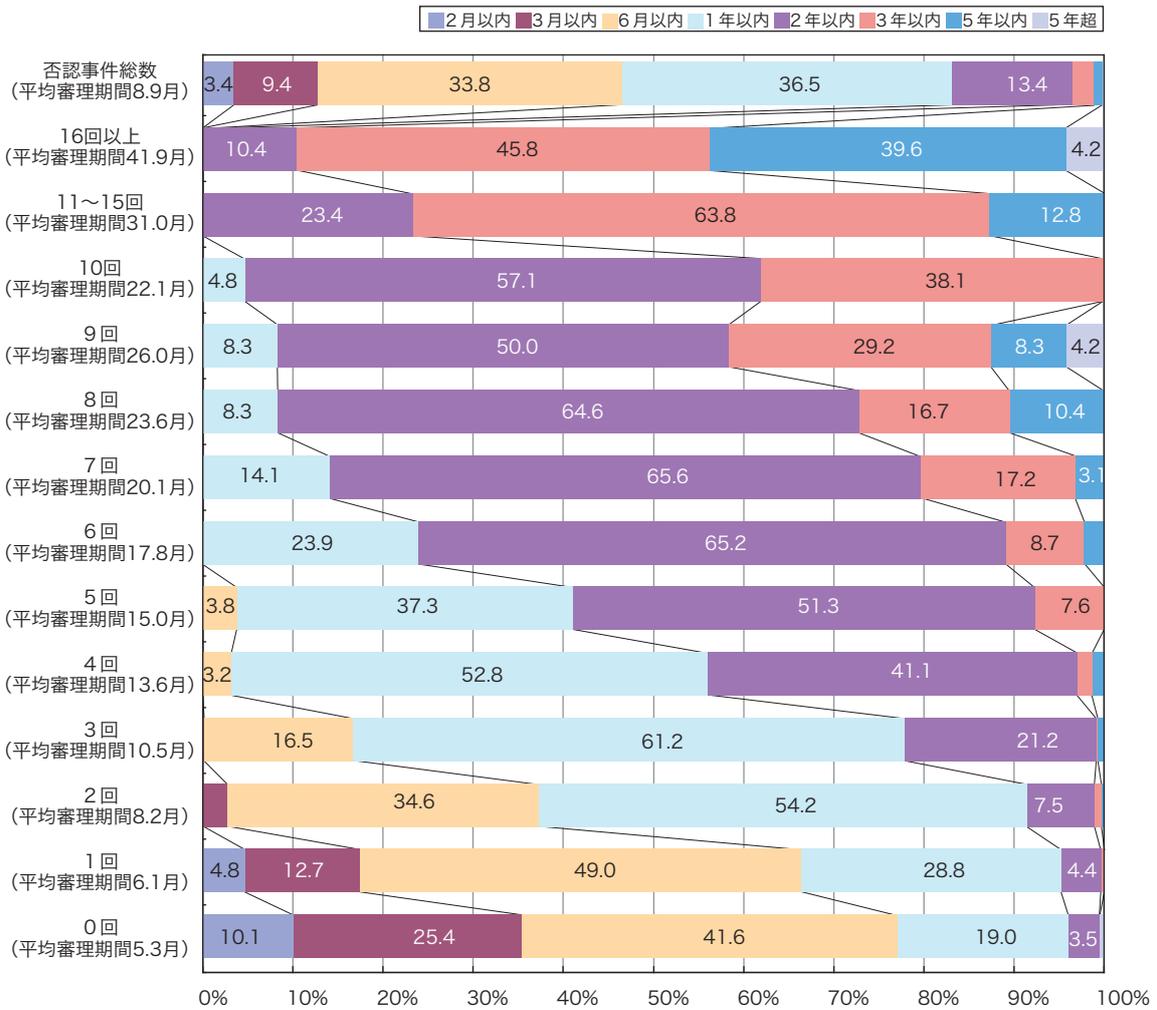
【図34】 取調べ証人数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布（否認事件）



○ 証人尋問公判回数別の審理期間、開廷回数、取調べ証人数等

【図35】は、証人尋問公判回数別に平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。証人尋問公判回数が多い事件ほど平均審理期間が長くなり、また、審理期間の長い事件の割合が大きくなっている。審理期間が2年を超える事件の割合は、証人尋問公判回数が11回から15回の事件で4分の3強（76.6%）、16回以上の事件では9割弱（89.6%）となっている。

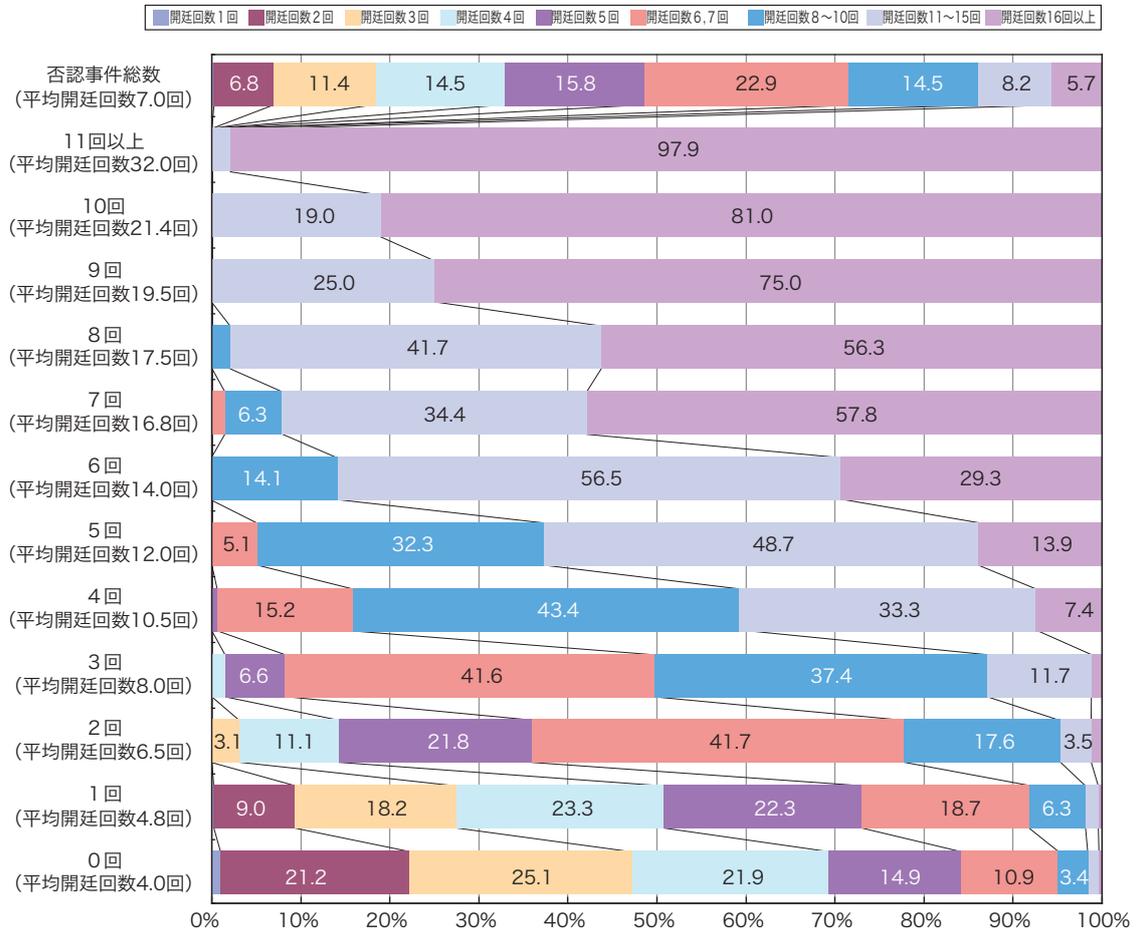
【図35】 証人尋問公判回数別の平均審理期間及び審理期間の分布（否認事件）



III 刑事訴訟事件に関する分析

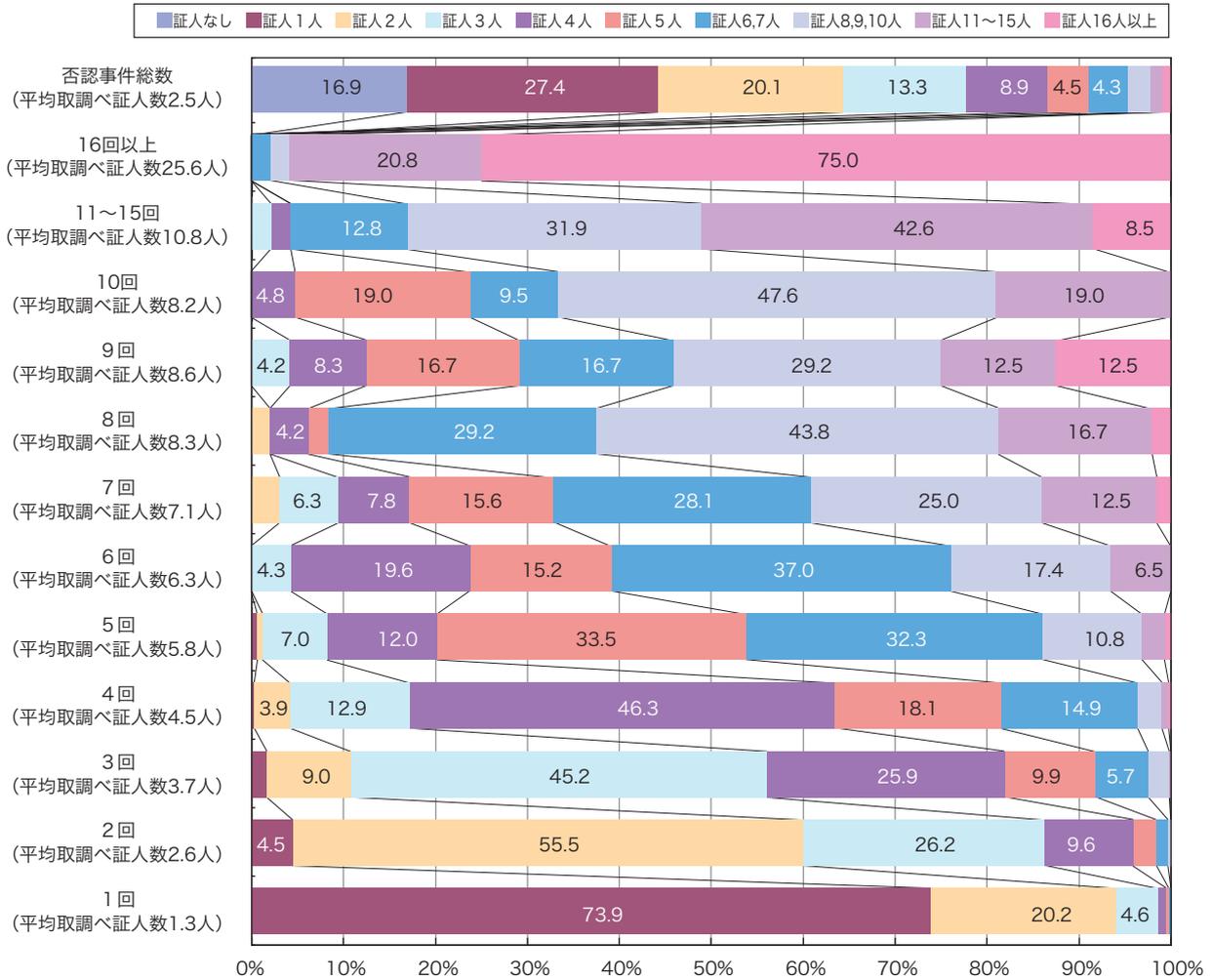
【図36】は、証人尋問公判回数別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。証人尋問公判回数の多い事件ほど、全開廷回数も多くなっている。証人尋問公判回数が8回以上の事件では、そのほとんどの事件の開廷回数が11回以上であり、証人尋問公判回数が11回以上の事件では、そのほとんどの事件の開廷回数が16回以上となっている。

【図36】 証人尋問公判回数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布（否認事件）



【図37】は、証人尋問公判回数別に平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。証人尋問公判回数が多い事件ほど平均証人数が多くなり、また、取調べ証人数が多い事件の割合が増加している（ただし、証人尋問公判回数9回、10回の事件では証人数の多い事件の割合が減少しているが、対象事件数が少ないことから、個々の事件の個性が強く影響した可能性もある。）。

【図37】 証人尋問公判回数別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布（否認事件）



1.3.3 被告人質問と審理期間等との関係

否認事件における被告人質問を実施した公判期日の回数（被告人質問公判回数）についても、審理期間の長い事件ほど、平均被告人質問公判回数が多くなり、被告人質問公判回数の多い事件の割合が増加する傾向にあるが、その伸び幅は証人尋問公判回数の場合と比べると緩やかである。また、開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合は、証人尋問公判回数の場合とは逆に、審理期間の長い事件ほど減少している。

これらのことから、被告人質問公判回数が増加すると審理期間が長くなるが、審理期間の長期化に及ぼす影響の程度は証人尋問公判回数の場合に比べてやや低いといえることができる。

○ はじめに

第1回報告書では、審理期間が2年を超える事件について、審理期間が長い事件ほど、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数が増加していること（第1回報告書186頁【図32】参照）、被告人1人に対する質問に要する公判期日の平均開廷回数が多くなっていること（同187頁【図34】参照）を指摘していたが、審理期間が2年以内の事件については、このようなデータは把握できなかった。しかし、事件票の改訂により、被告人質問を実施した公判期日の開廷回数（以下「被告人質問公判回数」という。）や相被告人に対する被告人質問に関する事項が調査項目に加えられたことから、新たに把握できることとなった項目に重点を置きつつ、否認事件における被告人質問の実施状況等を見ることとする。

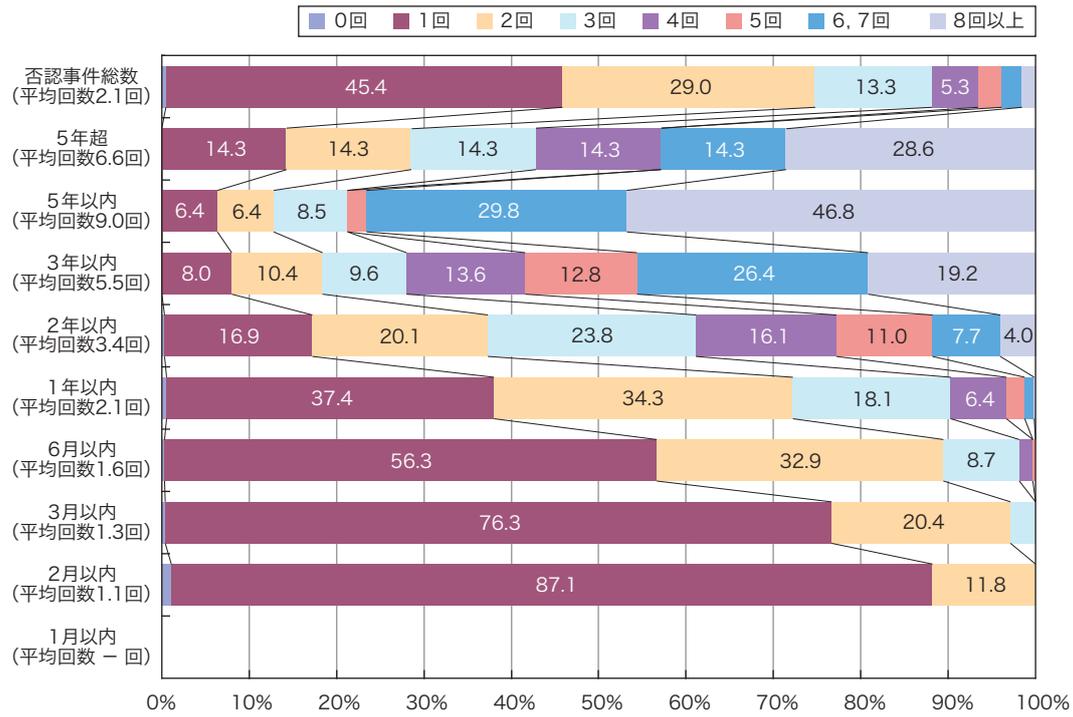
○ 審理期間別の被告人質問公判回数等について

【図38】は、審理期間別に平均被告人質問公判回数及び被告人質問公判回数の分布を示したものである。審理期間が長い事件ほど平均被告人質問公判回数が多い傾向にあり、また、被告人質問公判回数の多い事件の割合が高くなる傾向にあるが、証人尋問公判回数の場合（【図30】参照）に比べ、その伸び幅はやや緩やかである。例えば、審理期間が1年を超え2年以内の事件では、平均被告人質問公判回数が3.4回で、被告人質問公判回数5回までの事件が9割弱（88.2%）を占めているが、審理期間が2年を超え3年以内の事件でも、平均被告人質問公判回数が5.5回（増加幅は2.1回。平均証人尋問公判回数は6.0回増加している。）、被告人質問公判回数6回以上の事件の割合も5割には至っていない（45.6%）。被告人は、ある程度の範囲の事実について同一の機会にまとめて供述することも可能であるため、被告人質問の増加は、証人尋問ほどには開廷回数を増加させないのではないかと考えられる（第1回報告書187頁参照）。

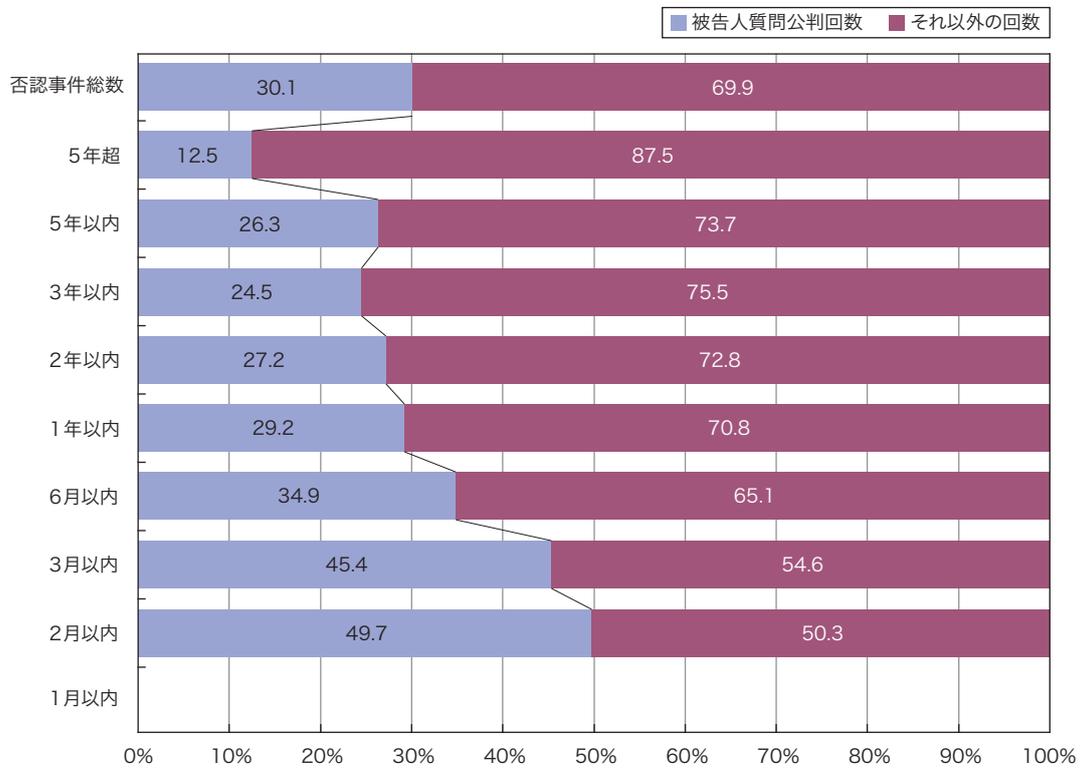
【図39】は、審理期間別に、全開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合を示したものである。前記の証人尋問公判回数の場合とは逆に、審理期間が長い事件ほど、被告人質問公判回数の占める割合が減少している。

以上からは、被告人質問公判回数が増えると審理期間が増加するが、審理期間の長期化に及ぼす影響の程度は、証人尋問公判回数の増加の場合に比べると、やや低いといえることができる。

【図38】 審理期間別の平均被告人質問公判回数及び被告人質問公判回数の分布（否認事件）



【図39】 審理期間別の開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合（否認事件）

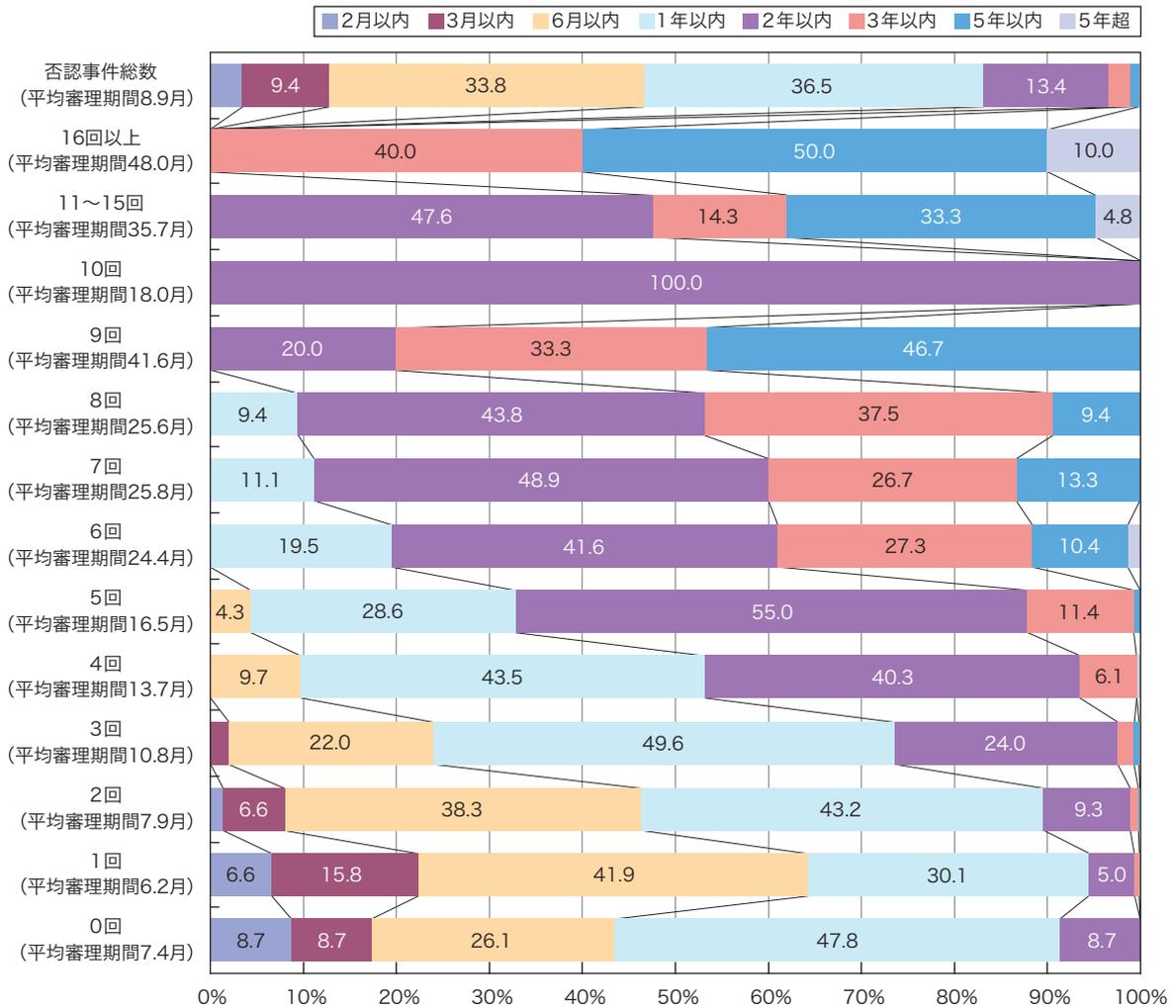


Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

○ 被告人質問公判回数別の審理期間、開廷回数等について

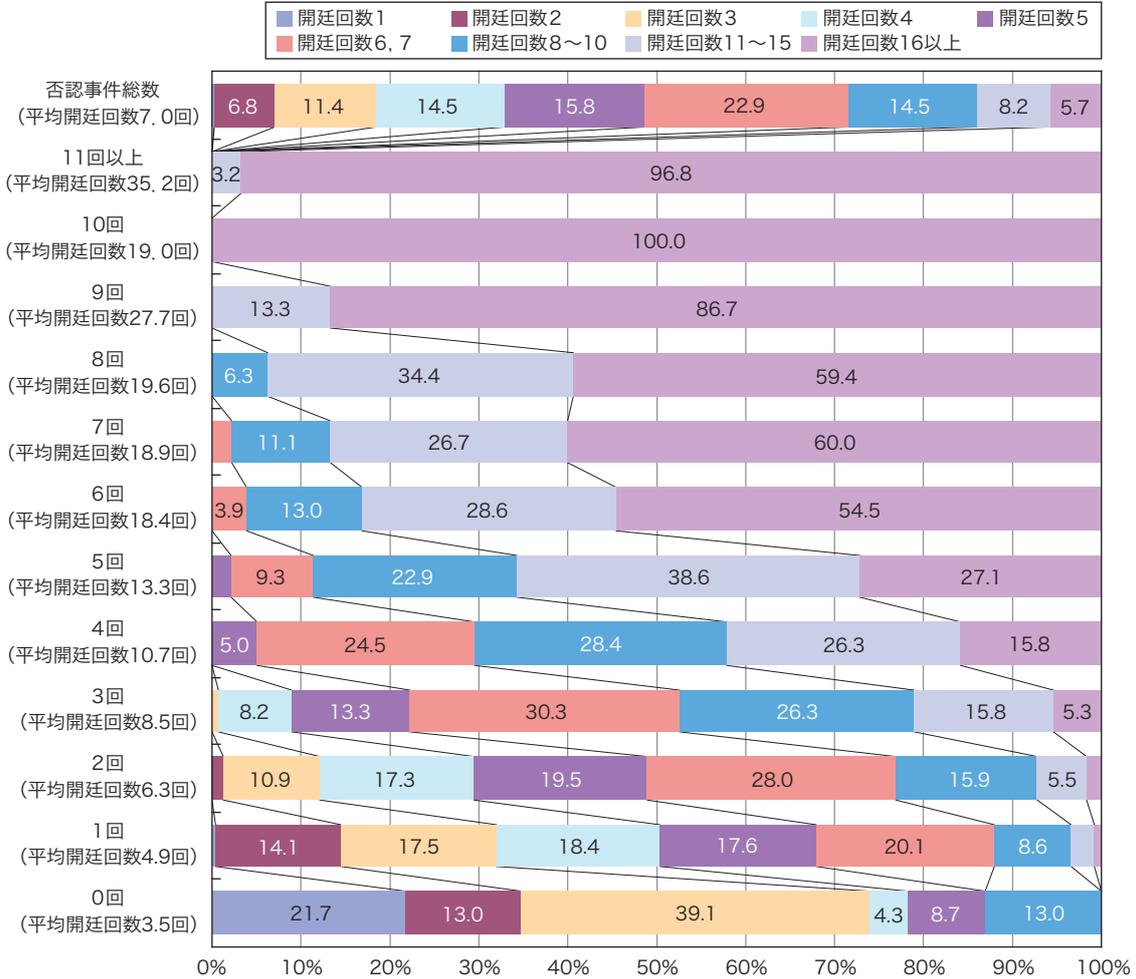
【図40】は、被告人質問公判回数別に平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。被告人質問公判回数の多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、また、審理期間の長い事件の割合が大きくなっている。審理期間が2年を超える事件の割合は、被告人質問公判回数が11回から15回の事件で5割強（52.4%）、16回以上の事件ではすべてとなっている。

【図40】 被告人質問公判回数別の平均審理期間及び審理期間の分布（否認事件）



被告人質問公判回数別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示した【図41】によれば、被告人質問公判回数の多い事件ほど、平均開廷回数が増え、また、開廷回数の多い事件の割合が大きくなっている。

【図41】被告人質問公判回数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布（否認事件）



1.4 追起訴

追起訴のある事件は、追起訴のない事件よりも、審理期間が長く、開廷回数も多くなる傾向が見られ、追起訴の有無は、審理期間の長短に影響を及ぼしているといえる。

追起訴が終了するまでの期間が長い事件ほど、平均審理期間が長くなり、審理期間の長い事件の割合が大きい。

追起訴のある事件では、受理から第1回公判期日までの期間及び第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔とも、追起訴のない事件よりも長くなっている。

○ はじめに

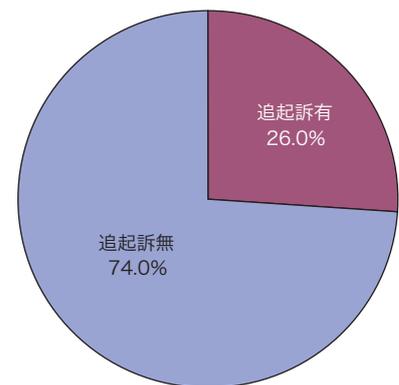
追起訴とは、既にある裁判所に起訴されている（この起訴を「本起訴」と呼ぶことがある。）被告人について、同一の裁判所に別の事件を追加して起訴することをいう。

既に起訴された被告人について、起訴された犯罪事実以外の事実（余罪）について捜査中であり、捜査終了後に追起訴をする予定であることが明らかな場合には、これらの事件の起訴を待って併合審理し、すべての犯罪事実に対して1個の刑（ただし、複数の犯罪事実の間に禁錮以上の刑に処する確定判決があるときは、その前後の犯罪事実ごとに各別の刑）を言い渡すことが多い。この場合、最初に起訴された犯罪事実についての審理を先行して実施する場合もあるが、その場合でも、追起訴事実と共通となる証人の取調べや被告人質問などは、追起訴を待って実施するのが一般的である。そこで、捜査中の余罪が多数ある場合には、相当期間、捜査の終結及び追起訴を待つことがあり、これが全体の審理期間に影響を及ぼすことが考えられる。今回の事件票の改訂では、最後の追起訴日が調査項目に加えられ、最初の起訴から追起訴完了までの期間を把握できるようになったことから、追起訴との関連で審理期間の状況を概観することとする。

○ 追起訴と審理期間、開廷回数、開廷間隔等との関係

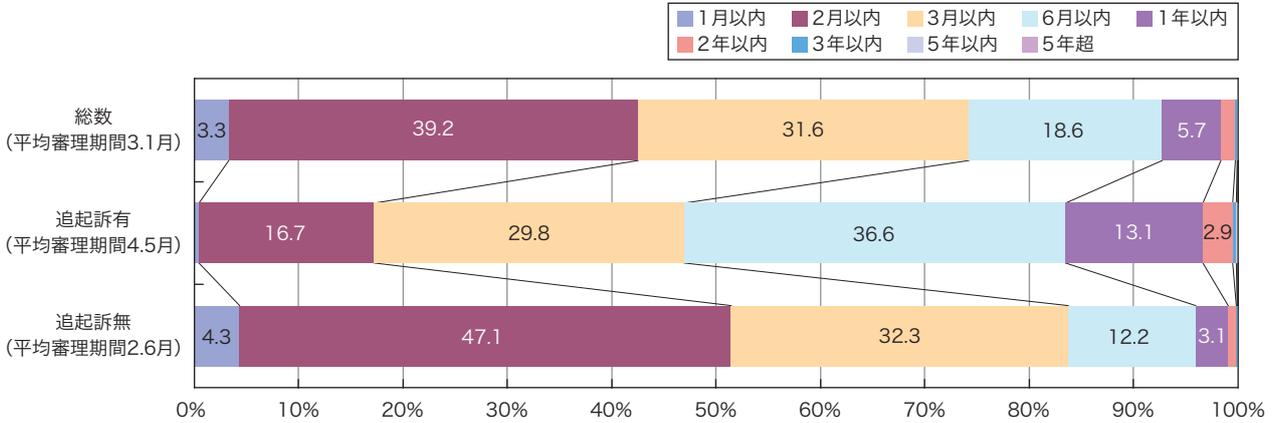
【図42】は、刑事通常第一審事件のうち、追起訴のある事件の割合を示したものである。追起訴のある事件の割合は26.0%（1万9603人）となっている。

【図42】 追起訴の有無別割合



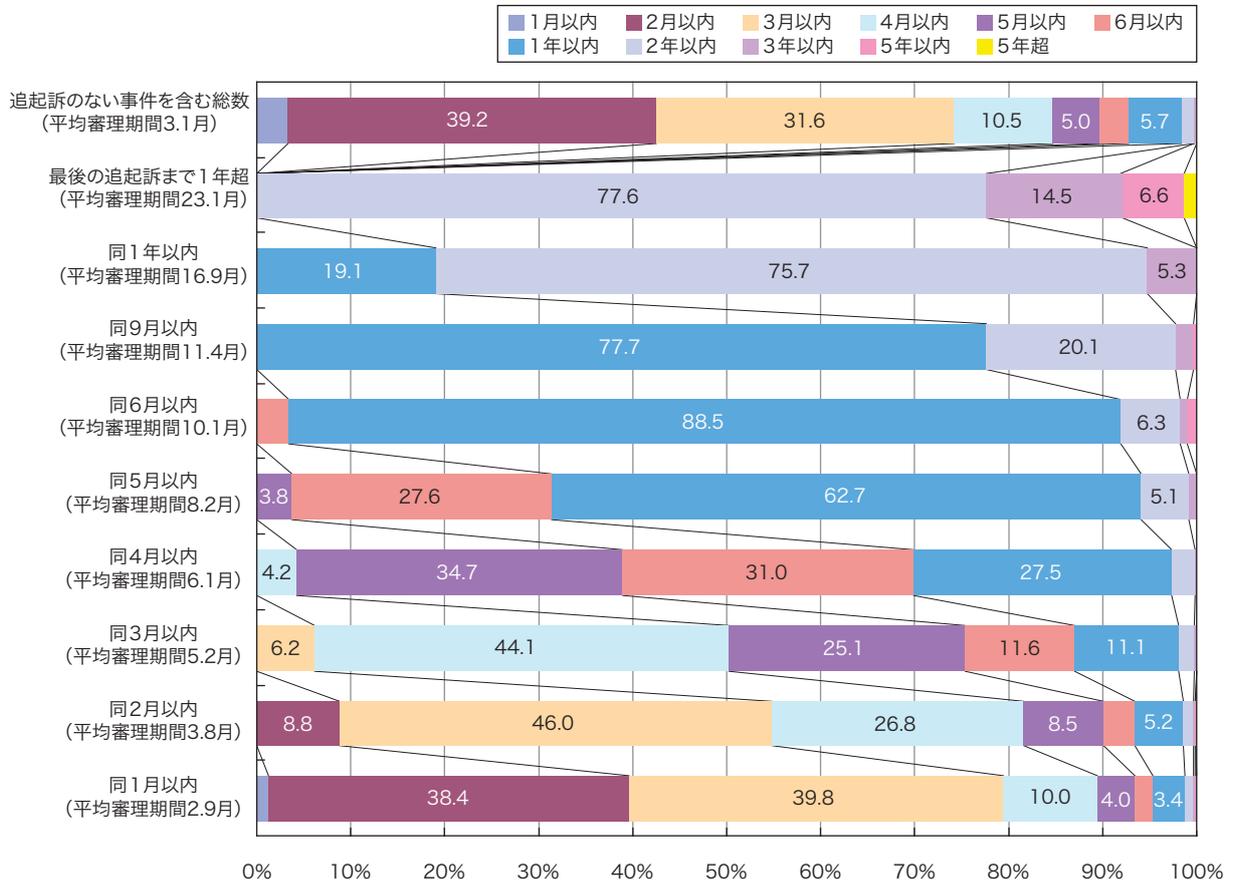
【図43】は、追起訴の有無別に平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。追起訴のある事件の平均審理期間は4.5月であり、追起訴のない事件より約2月長くなっている。また、追起訴のある事件では、半数以上（53.1%）で審理期間が3月を超えている。

【図43】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布



【図44】は、追起訴終了までの期間別に平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。追起訴が終了するまでの期間が長いほど、平均審理期間が長くなり、また、審理期間の長い事件の割合も高くなっている。

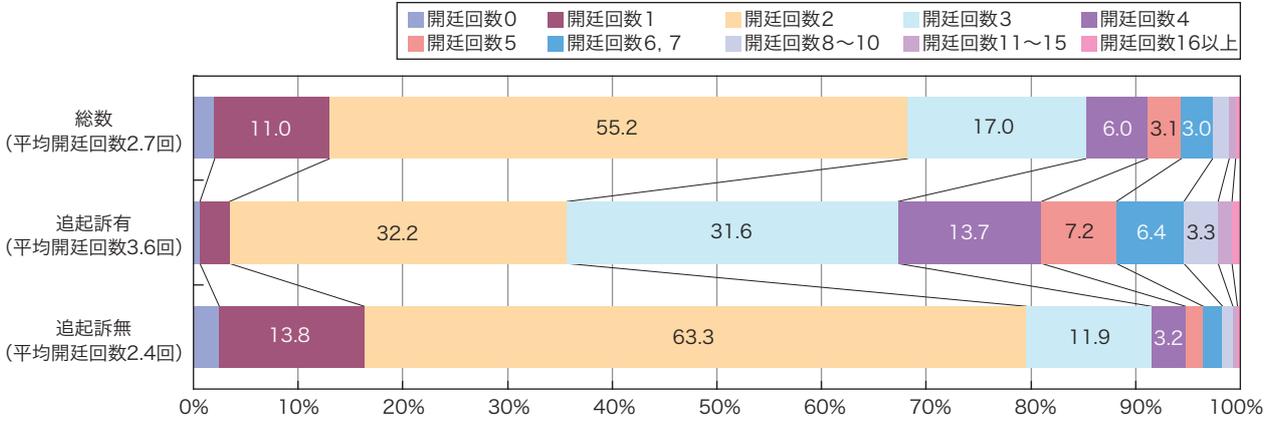
【図44】 追起訴終了までの期間別の平均審理期間及び審理期間の分布



Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

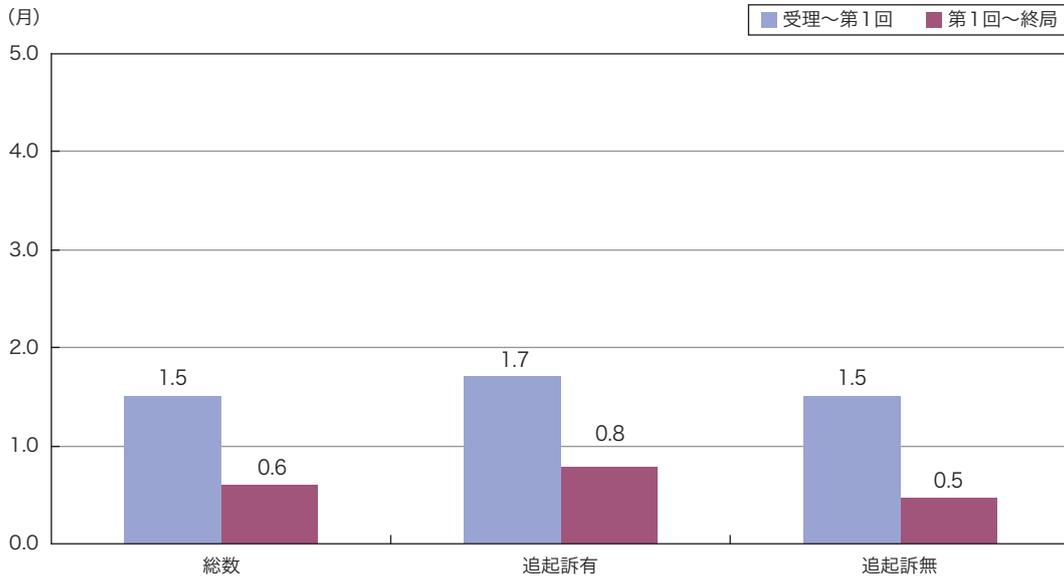
【図45】は、追起訴の有無別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。追起訴のある事件の平均開廷回数は3.6回であり、開廷回数3回以上の事件の割合は64.3%となっている。

【図45】 追起訴の有無別の平均開廷回数及び開廷回数の分布



【図46】は、追起訴の有無別に受理から第1回公判期日までの平均開廷間隔及び第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔を示したものである。追起訴のある事件は、受理から第1回公判期日までの期間及び第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔のいずれも、追起訴のない事件より長くなっている。

【図46】 追起訴の有無別の平均開廷間隔



【図47】は、追起訴のある事件の平均審理期間を
 手続の段階ごとに示したものである（もとより、追
 起訴がどの時期に終了するかは事案により様々であ
 るが、各段階ごとの平均期間により、追起訴のある
 事件の平均的な審理期間を示したものである。）。追
 起訴のある事件では、本起訴の受理から第1回公判
 期日までの期間が1.7月であるのに対し、本起訴の
 受理から追起訴の終了までの期間は2.0月となっ
 ている。平均値で見ると、追起訴終了の時期は、第
 1回公判期日よりも後となっており、多くの事件で
 は、追起訴の終了を待たずに、本起訴の第1回公判
 期日を開いているものと思われる。

【図47】 追起訴のある事件の手続の段階ごとに見た平均審理期間

